

平成29年度

青梅市環境報告書

青梅市環境部環境政策課

はじめに

青梅市は、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して、青梅市の環境特性を生かした環境と調和したまちづくりを進めるため、環境にかかわる諸政策を総合的かつ計画的に推進する「青梅市環境基本計画」を平成17年3月に策定し、平成27年3月には、社会情勢の変化を踏まえた改訂版として、「第2次青梅市環境基本計画」を策定しました。

環境行政は多くの課題を抱えています。これからの環境問題は、各主体があらゆる活動の中で、それぞれが意識をもって環境負荷の低減に取り組むことが必要です。

多くの方々に環境意識を高めていただくための一助として、前年に引き続き「青梅市環境報告書」を発行いたしました。この小冊子を広く御活用いただき、当市の環境への取組に一層の御理解を頂ければ幸いです。

今後も、市民・事業者の皆様の御理解と御協力を頂きながら、環境の保全の推進に努めてまいります。

平成31年3月

青梅市環境部

◇ 目 次 ◇

ページ

§ 1	青梅市の概要	
1	位置と地形	1
2	人口と世帯	1
3	区域区分	1
4	用途地域	2
§ 2	環境基本計画の推進	
1	環境基本計画の概要	3
2	環境基本計画の推進・進行組織	6
3	環境推進会議	7
4	環境審議会	8
5	環境連絡会	9
6	環境基本計画 平成29年度市の取組一覧	10
7	環境基本計画 環境目標達成値（平成29年度）	21
§ 3	地球温暖化対策	
1	青梅市地球温暖化対策実行計画の概要	22
2	青梅市地球温暖化対策実行計画の実施結果	24
§ 4	公害対策	
I	大気	
1	大気汚染等にかかる環境基準	25
2	大気汚染常時測定	27
3	光化学スモッグ（光化学オキシダント）	30
4	交差点等大気汚染調査	31
5	大気中重金属調査	34
6	採石場周辺の大気中粉じん調査	37
7	酸性雨調査	38
8	ダイオキシン類調査	39
9	大気中アスベスト調査	40
10	微小粒子状物質調査	41
11	放射線量測定	42
II	河川等水質調査	
1	河川の概要	43
2	調査結果（年平均）	49
3	BOD経年変化（数値は年平均値）	51

4	藻類・底生生物調査結果	5 2
5	ダイオキシン類調査結果（東京都調査）	6 3
III 工場・指定作業場等		
1	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保 条例）に関する事務処理状況	6 4
2	事業所調査	6 5
IV 騒音・振動		
1	道路交通騒音・振動調査	6 7
2	騒音規制法・振動規制法に関する事務処理状況	7 4
V 採石公害対策		
1	主要交差点のダンプトラック交通量調査	7 6
VI 苦情受付状況		
1	月別苦情受付状況	7 8
2	用途地域別苦情受付状況	7 8
3	発生源別苦情受付状況	7 9
4	経年変化	7 9
§ 5 参考資料		
1	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所からの情報提供	8 0
2	東京都環境局自然環境部からの情報提供	8 1
3	林野・植生面積	8 3
4	工場・指定作業場	
	別表1 工場（環境確保条例第2条関係）	8 4
	別表2 指定作業場（環境確保条例第2条関係）	8 6
	別表3 騒音規制法特定施設	8 8
	別表4 振動規制法特定施設	8 9
	別表5 特定建設作業（届出必要）	9 0
	別表6 指定建設作業（届出不要）	9 1
5	青梅市環境基本条例	9 2

§ 1 青梅市の概要

1 位置と地形

青梅市は、都心から約50キロメートル北西部に位置し、（市役所の位置：東経139度16分30秒 北緯35度47分16秒 海拔186.6メートル）総面積は103.31平方キロメートルで、東京都全域の約4.7パーセントを占めている。

市内の地形は、中央部と西部の山地、北東部と南東部の丘陵地、丘陵地に挟まれた台地に大別され、台地は扇状台地を形成している。

また、市域のほぼ中央を北西から南東方向に流れる多摩川に沿って河岸段丘が分布している。

2 人口と世帯（各年1月1日現在）

年	区分 世帯数	人口（人）			人口密度 （人／km ² ）	一世帯あたり の平均人員
		総数	男	女		
平成21年	58,759	139,818	70,373	69,445	1,354.0	2.38
平成22年	59,326	139,713	70,329	69,384	1,353.0	2.36
平成23年	59,872	140,038	70,372	69,666	1,356.2	2.34
平成24年	60,259	139,746	70,153	69,593	1,353.3	2.32
平成25年	60,483	138,739	69,589	69,150	1,343.6	2.29
平成26年	60,810	137,833	69,049	68,784	1,334.8	2.27
平成27年	61,130	137,052	68,617	68,435	1,326.6	2.24
平成28年	61,897	136,750	68,617	68,133	1,323.7	2.21
平成29年	62,306	135,986	68,258	67,728	1,316.3	2.18
平成30年	62,882	135,248	67,954	67,294	1,309.1	2.15

3 区域区分（平成16年6月24日告示）

区 分	面積（ha）	百分率（％）
市 街 化 区 域	2,183.2	21.1
市 街 化 調 整 区 域	8,142.8	78.9
合 計	10,326.0	100.0

4 用途地域（平成16年6月24日告示）

種 類	面 積 (ha)	百分率 (%)
第一種低層住居専用地域	848.7	38.5
第二種低層住居専用地域	64.0	2.9
第一種中高層住居専用地域	362.7	16.4
第二種中高層住居専用地域	49.9	2.3
第一種住居地域	294.4	13.4
第二種住居地域	20.4	0.9
近隣商業地域	109.6	5.0
商業地域	26.5	1.2
準工業地域	262.4	11.9
工業地域	107.2	4.9
工業専用地域	56.5	2.6
合 計	2,202.3	100.0
第1種特別工業地区	163.7	—
第2種特別工業地区	146.1	—

※第一種低層住居専用地域の内約19.1haは、市街化調整区域に指定
 第一種特別工業地区は、工業地域および工業専用地域の全域に指定
 第二種特別工業地区は、準工業地域の一部に指定

§ 2 環境基本計画の推進

1 環境基本計画の概要

青梅市環境基本計画は、環境にかかる諸政策を総合的かつ計画的に推進するための、基本となる計画です。将来においても青梅市が住み良い環境を形成していくため、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して取り組むこととし、各主体の環境へのかかわり方を示しています。青梅市の環境特性を生かした環境と調和したまちづくりを目指しています。

この計画の策定に当たっては、約30名の市民が参加した「市民会議」が中心となって、市内の検討組織と協働して平成17年3月に策定しました。

平成27年3月には、10年の計画期間を迎えたことから社会情勢に合わせる形で改定を行い、第2次青梅市環境基本計画として策定し、各施策を推進しています。

(1) 計画の位置付け

青梅市環境基本条例第8条にもとづき、青梅市総合長期計画を環境面から推進する計画として位置付けられます。

(2) 計画の対象とする範囲

生活環境の保全、自然環境の保全、ごみ削減・資源化、エネルギー、生物多様性、温暖化対策等の地球規模の環境問題に対応した地域社会からの行動、およびそれらを推進していくための仕組みづくり（情報提供、連携、教育など）を対象とします。

(3) 計画の期間

平成27年度を初年度として10年間とします。

(4) 計画を推進するに当たっての基本理念

○環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

○環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

○地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(5) 計画の基本的な考え方

○震災による市民の価値観変化を踏まえた環境対策の推進

○市民と行政の協働による環境対策の推進

○民間と行政の協働による環境対策の推進

○分野横断的な環境対策の推進

(6) 計画全体の望ましい環境像を支える6つの環境テーマ

青梅市環境基本計画の目標は、「計画全体の望ましい環境像」とそれを支える6つの環境テーマ（緑、水、大気、ごみと資源、エネルギー、ひと）

の望ましい環境像からなっています。

私たちは、6つの環境テーマで示された基本方針ごとの取組みと重点アクションを進めることにより、望ましい環境像の実現を図っていきます。

(7) 計画全体と各環境テーマのキャッチフレーズおよび基本方針

☆美しい自然のふるさと青梅～豊かな環境を未来に引き継げるまち～

○緑…青梅の緑から地球の緑へ

- ・緑豊かな森林を守り、育て、活かす
- ・身近な自然を守り、育てる
- ・恵み豊かな農地を活かす
- ・人と動植物との共生を実現する

○水…流域市民を結ぶ、水の生まれるまち

- ・豊かな水源を保全する
- ・清冽な水質・豊かな水量を守る
- ・地域に根付いた水辺空間を再生する

○大気…澄んだ空気と思いやりのあるまち

- ・化学物質から大気環境を守る
- ・自動車による負荷から大気環境を守る
- ・生活に伴う負荷から大気を守る

○ごみと資源…創造に満ちあふれる循環型社会のまち

- ・4Rを推進する
- ・廃棄物を適正に処理する

○エネルギー…持続可能で環境負荷の少ないまち

- ・エネルギーを有効に活用する
- ・エネルギーの地産地消を推進する

○ひと…市民がつくる未来のふるさと＝循環と共生のまち

- ・こころが通い合う「ふるさと」を育む
- ・環境のためのネットワークを共に創る
- ・自然を育む文化・歴史を伝え創造する
- ・マナーを守る地域コミュニティを育む

(8) 重点アクションの基本方針

○低炭素社会の構築-地球温暖化対策実行計画(区域施策編)-

- ・省エネルギー対策の推進
- ・再生可能エネルギー等の導入促進
- ・低炭素型の交通システムへの転換
- ・森林の整備による吸収源対策の推進

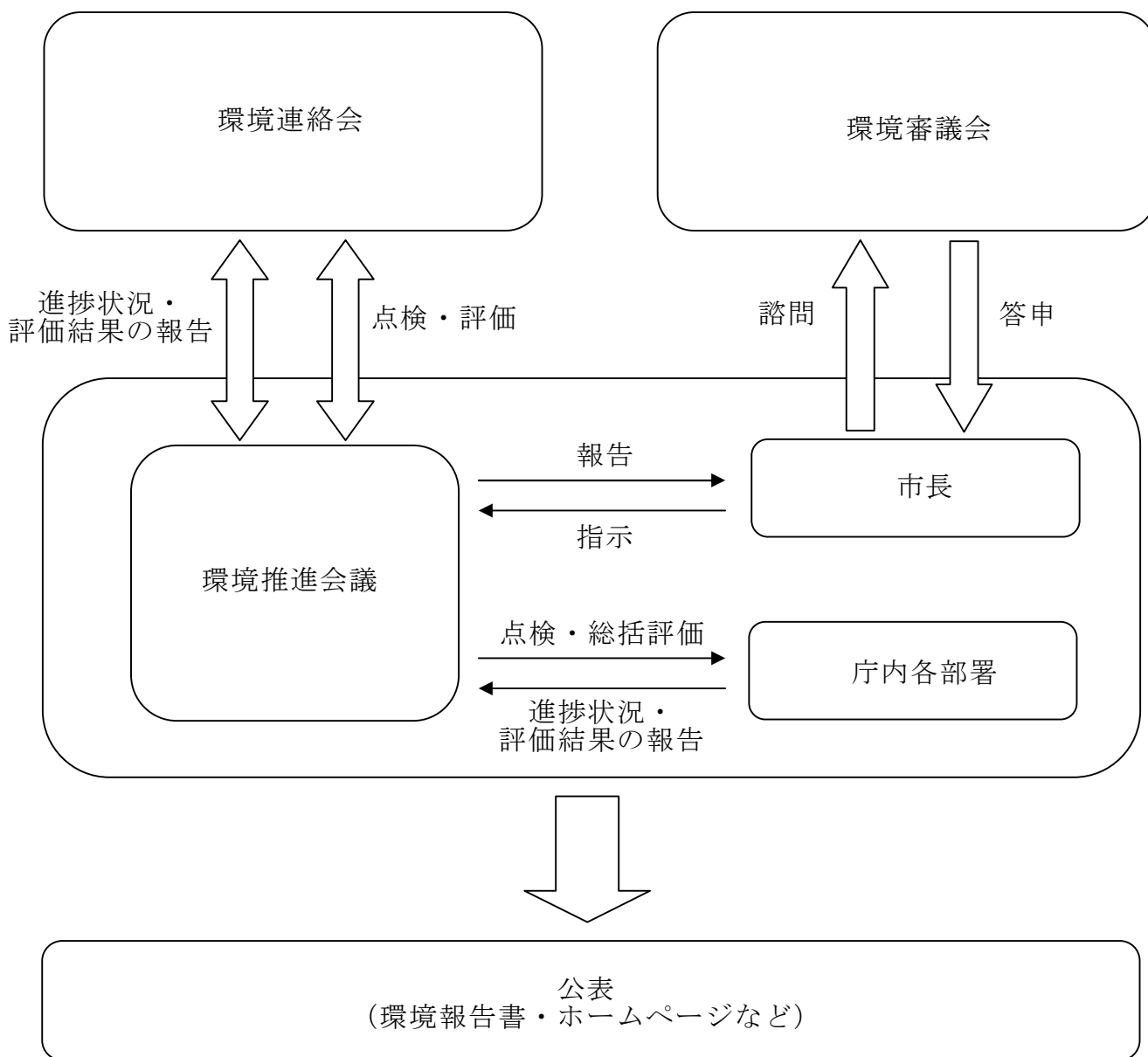
○循環型社会の更なる推進

- ・4Rの推進
- ・ごみ削減強化と資源化の推進
- ・バイオマスエネルギーの応用
- ・農産物等の地産地消の推進

○生物多様性の保全

- ・「知る」～生物多様性への理解の促進
- ・「守り、育てる」～生物の生息・生育環境の保全と再生
- ・「伝える」～生物多様性の継承
- ・「参加する」～協働による生物多様性への取組

2 環境基本計画の推進・進行組織



3 環境推進会議

(1) 目的

市のすべての課を横断する組織として、環境に係る施策を推進し、計画の進行管理を通じて全体の環境マネジメントを行います。環境連絡会等と連携して協働事業を行います。

(2) 役割

ア 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発

イ 環境連絡会等の市民・事業者との協働事業の実施

ウ 周辺市町村や都、国などと協働して取り組む施策・事業の実施と青梅市から周辺市町村などに対する環境情報の発信

エ 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての点検・評価

オ 施策・事業の点検・評価結果を、環境連絡会と連携し、環境報告書を作成

カ 環境報告書に対する市民、環境審議会等からの意見を踏まえ、次年度以降の年次計画に反映

(3) 青梅市環境推進会議設置要綱

ア 環境の保全等に関する施策について検討し、その円滑な推進を図るため、設置

イ 平成17年9月1日制定

ウ 庁内16名の部課長で構成

(4) 開催状況

第1回 平成30年1月29日

4 環境審議会

(1) 目的

市長からの諮問に対し調査審議の後、答申するとともに、環境報告書やそれに対する市民等の意見をふまえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。また、計画の推進や見直しに当たって市長に助言を行います。

(2) 役割（青梅市環境基本条例第23条第2項に規定する事項）

ア 環境基本計画に関すること。

イ 環境への配慮に関すること。

ウ 環境の保全等についての基本的事項に関すること。

(3) 青梅市環境審議会規則

ア 青梅市環境基本条例（平成14年青梅市条例第34号）第23条第6項の規定にもとづき、青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関する必要な事項を定めたもの

イ 平成14年7月20日施行

ウ 公募市民、各種団体等の代表、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員15名以内で構成

(4) 開催状況

第1回 平成29年10月25日

青梅市生物多様性地域戦略について ほか

第2回 平成30年1月17日

青梅市生物多様性地域戦略について ほか

5 青梅市環境連絡会

(1) 目的

市民、市民団体、事業者と行政の運営組織として、市の施策・事業の実施に対する点検・評価を行い、計画全体の進捗状況に対する意見・提案を行います。

(2) 役割

ア 取組内容に関する実施主体相互の共通理解と連絡調整

イ 市の施策・事業の実施、計画全体の進捗状況に対しての意見・提案

ウ 環境推進会議等の行政との協働事業の計画立案と点検・評価

(3) 登録団体数

17団体（平成30年3月31日現在）

(4) 開催状況

第1回 平成30年2月15日

(5) 取組事業

事業名	実施期間
クールビス運動	平成29年5月1日～平成29年9月30日
夏至ライトダウン	平成29年6月21日
クール・アースデー	平成29年7月7日
打ち水事業	環境部打ち水……平成29年7月20日 打ち水ウィーク…平成29年8月6日～平成29年8月12日 全市一斉打ち水…平成29年8月8日
ウォームビズ運動	平成29年11月1日～平成30年3月31日
エコドライブ運動	通年

6 第2次青梅市環境基本計画 平成29年度 市の取組一覧

- 平成29年度中に実施（前年度以前から実施している場合を含む）
- △ 調査・検討段階
- 未着手

テーマ				
基本方針				
取組の方向性				
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
緑 (1) 緑豊かな森林を守り、育て、活かす	ア 森林の管理と保全			
	1 人工林の保全	○ 東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。		○
		○ 手入れの行われていない森林を対象に、森林再生事業を推進します。		○
		○ 水源かん養、土砂流出・崩壊の防備、保健、風致などの機能に応じた保安林の指定により、自然環境・生活環境の保全を図るとともに災害の防止に努めます。		○
		○ 青梅の森は自然と人が共存できるように里山として整備・保全します。		○
		○ 松くい虫の防除対策を継続実施します。		○
		○ スギ・ヒノキ人工林から針広混交林へと誘導し、公益的機能の高い森林への回復を目指します。		○
		○ 森林保全リーダーを養成していきます。		後述の「重点アクション」に記載
		○ 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。		後述の「重点アクション」に記載
	2 協働による森林整備の推進	○ 市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。		後述の「重点アクション」に記載
		○ 森林ボランティア活動のPRを行います。		後述の「重点アクション」に記載
		○ 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。		後述の「重点アクション」に記載
	イ 林業の振興			
	3 林業経営の強化支援	○ 林業従事の人材の育成と確保に向けた担い手育成事業を推進します。		○
4 地域木材の使用拡大		○ 市の公共施設の建設においては、地域木材の使用に努めます。また、地域木材を使用した木製品の採用に努めます。		後述の「重点アクション」に記載
		○ 地域木材の普及PRを推進します。		後述の「重点アクション」に記載
		○ 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。		後述の「重点アクション」に記載
		○ 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。		後述の「重点アクション」に記載
		○ 地域木材での木質バイオマス活用を検討します。		○
ア 身近な自然の保全・育成				
5 身近な自然の保全	○ 「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき、公園施設の定期的な点検と計画的な改修を実施し、公園などの若返りを図ります。		○	
	○ 「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン」にもとづく保全施策の検討を行います。		△	
	○ 市街地に隣接した丘陵地では、自然環境に影響を及ぼす施設について、適正な規制を行います。大規模な開発や土砂などの処分を目的とした土地の埋立て、盛土および切土は、原則として認めません。		○	
6 市街地の緑の創造	○ 公園緑地等の緑を更新する際には、郷土種に配慮した樹木・草花の種類を選定します。		○	
	○ 幹線道路沿いの限られた空間においては、植栽等に工夫を凝らした人目をひく緑化修景を推進します。		○	
	○ 道路の新設や既存道路の改修等に合わせ、街路樹や植樹帯の整備を推進・促進します。		○	
	○ 保全区域・保存樹木等の指定により、緑の回廊(コリドー)形成に向けた整備に努めます。		○	
	○ 生垣やみどりのカーテン設備など宅地の緑化を推進します。		○	

テーマ			
基本方針			
取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無
緑 (2) 身近な自然を守り、育てる	ア 身近な自然の保全・育成		
	7 緑のネットワークづくり	○ 社寺林や屋敷林等の平地林や名木・古木等の保全方策を検討します。	○
		○ 公園・緑地等の整備に当たっては、計画段階から市民と協働で取り組みます。	△
		○ 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。	○
	イ 自然に親しむ場所の創造		
	8 自然に親しむ場所と機会の創出	○ 自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。	後述の「重点アクション」に記載
		○ 環境教育が推進できるような森を整備します。	○
		○ グリーンマップを作成します。	後述の「重点アクション」に記載
		○ 森の木や街路樹にネームプレートをつけるなど、市民が自然環境に興味を持ち親しめるような取り組みを行います。	○
		○ 広場・公園・市の施設、園路などには、できるだけ天然素材を使用します。	○
○ 個人の庭を公開するオープンガーデンを推奨するための支援策を検討します。		○	
(3) 恵み豊かな農地を活かす	ア 農地の保全		
	9 農地の利用集積の促進	○ 交流型農業・観光農業の推進に取り組みます。	—
		○ 意欲ある農業者や新規就農者等への農地の利用集積を図り、農業経営の安定化と農地の保全を図ります。	○
	10 遊休農地等の活用	○ 市民が土や農業に親しめる市民農園の継続を図るとともに、利用者と協働した管理体制の方策について検討します。	○
		○ 管理体制が充実した貸し農園、企業や学校などの団体単位で借りられる農園など、新たなタイプの農園整備を検討します。	○
	イ 人と環境にやさしい農業の推進		
	11 環境保全型農業の推進	○ 環境保全型農業の推進をPRします。	○
		○ 事業者や農業団体、都や国と協力し、循環型農法・有機農法等の環境保全型農業の推進に取り組みます。	○
	ウ 農業の振興		
	12 農業の担い手の確保・支援	○ 農業の後継者育成、新規就農者の支援等を行います。	○
○ 援農ボランティアの育成に取り組みます。		○	
13 地産地消の推進	○ 事業者等と協力し特産物の開発に取り組みます。	○	
	○ 地元産の農産物の販売促進に取り組みます。	○	
	○ 地元産の農産物の学校給食などへの使用を推進します。	○	
	○ 農家の直売機会を拡大し、生産者と消費者のつながりを深める。	○	
(4) 人と動植物との共生を実現する	ア 多様な動植物を育む自然環境の保全		
	14 青梅市生物多様性地域戦略の策定	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定します。	○
	15 地域の生態系の保全	○ 外来生物等の調査・対策に取り組みます。	○
		○ 希少種の調査・保全に取り組みます。	○
		○ 鳥獣被害の調査・対策に取り組みます。	○
		○ 動物の移動経路を確保する緑の回廊づくりに努めます。	○
16 市民の関心を高める環境整備	○ 市民・事業者と協働して、参加型の自然環境調査を行います。	○	

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
水	(1) 豊かな水源を保全する	ア 水源の保全		
		1 広葉樹林化による水源かん養	○ 混交林化に取り組みます。	○
			○ 森林ボランティア活動を支援します。	△
		2 水資源(湿地・地下水・湧水等)の保全	○ 地下水の使用量について監視を続けます。	○
	3 水源域の保全	○ 環境を優先した施策を行い、水源域の保全に努めます。	○	
	(2) 清冽な水質・豊かな水量を守る	イ 貴重で限りある水資源の有効活用		
		4 雨水の活用	○ 学校、公共施設で雨水を活用します。	○
			○ 市民が雨水の浸透施設を設置することに、一部の地域には補助を行います。	○
			○ 市民が雨水を有効活用するための雨水タンクを設置することに、一部の地域には補助を行います。	○
		5 節水の推進	○ 節水の取り組みへの参加を呼びかけます。	○
6 地下水のかん養と適正な河川水量の確保		○ 道路の透水性舗装、雨水浸透ます等の普及を促進します。	○	
(3) 地域に根付いた水辺空間を再生する	ア 河川の水質保全			
	7 河川の水質保全	○ 河川の水質調査を継続的に実施します。	○	
		○ 事業所などに対し、排水に関する指導や啓発を行います。	○	
	イ 生活排水・事業所排水処理対策の推進			
	8 汚水施設未整備地域への対応	○ 公共下水道計画区域外の地域では、浄化槽整備事業を推進します。	○	
○ 下水道整備の促進、各種排水処理に関し、多摩川流域自治体と情報交換・交流を進めます。		○		
9 農薬や化学物質などによる水質汚染の防止	○ 化学物質等の水質汚染調査を定期的に行い、汚染等があれば対策と指導を行います。	○		
	○ 市民団体と協働で下水道の仕組みを学べる取り組みを行います。	○		
ウ 地下水汚染の防止				
10 土壌汚染対策の推進	○ 不法投棄のパトロールを行います。	○		
ア 清流の復活と水生生物の保全				
11 ごみの不法投棄防止対策の推進	○ 河川への不法投棄物に対しては、すみやかな対応を行います。	○		
	12 水生生物等の調査・保全	○ 市の施設に青梅の水生生物を展示し、保護・育成への取り組みを訴えます。	○	
13 河川(水辺空間)の生態系の保全	○ 水生生物等について調査し、生物多様性の保全を推進します。	○		
	○ カワウ対策について、国や都と連携して取り組みを推進します。	-		
イ 自然と親しめる水辺の再生と創出				
14 市民の憩いの場としての水辺空間の整備	○ 河川環境の改善について、国、東京都と連携して取り組みます。	○		
	○ 河川で遊ぶことができる場所について、市民や子どもたちの声が反映されるよう、関係機関に働きかけます。	○		
	○ 河川のコンクリート製構造物等を見直し、調和のとれた河川環境を目指します。	-		
	○ 子どもが水辺等で親しめる施設、遊歩道の整備等について検討します。	○		
15 親水事業の充実	○ 河川の保全を進める市民団体等の活動を支援します。	○		

テーマ				
基本方針				
取組の方向性				
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
大気	(1) 化学物質から大気環境を守る	ア ごみ処理による大気汚染の防止		
		1 ごみ排出量の削減		
		2 ごみの自家焼却等の防止	○ ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。	○
			○ 剪定枝等は資源化を推進し、自家焼却の防止に取り組みます。	○
		イ 事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減		
		3 有害物質排出量の抑制	○ 事業所などの大気汚染物質の使用について、状況の把握と事業者への指導を行います。	○
		ウ 地球規模の大気汚染防止		
		4 オゾン層破壊の防止	○ オゾン層破壊物質の使用禁止の広報に努めます。	-
		5 酸性雨対策の推進	○ 市民および事業者へ有害化学物質の情報提供をします。	○
		6 ダイオキシン等による汚染の防止	○ ダイオキシン等の有害化学物質について、継続的に調査を行います。	○
○ 国や都と連携し、汚染防止対策に努めます。	○			
(2) 自動車による負荷から大気環境を守る	ア 道路と周辺環境の整備・改善			
	7 道路騒音・振動の防止	○ 道路の騒音・振動について、継続的に調査を行います。	○	
		○ 調査データの分析を行い、問題があれば対策に取り組みます。	○	
	8 道路の整備・周辺環境の改善	○ 街路樹を保全して、道路環境や景観の改善に努めます。	○	
		○ 植樹帯や緑化壁のある道路整備を推進します。	○	
	9 粉じん防止対策の推進	○ トラック等を原因とする粉じん被害の防止に取り組みます。	○	
	イ 公共交通等の利用促進および自動車の適正な利用			
	10 自動車利用の抑制、徒歩・自転車の活用促進	○ 広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。	後述の「重点アクション」に記載	
		○ レンタサイクルシステムの充実を図ります。	後述の「重点アクション」に記載	
		○ 市職員の通勤時のマイカー使用を制限します。	○	
	11 公共交通の充実・利用促進	○ 公共交通事業者に利便性・快適性の向上を要請します。	○	
		○ 公共交通空白地域の改善に努めます。	後述の「重点アクション」に記載	
		○ 公共交通の利用促進を図ります。	後述の「重点アクション」に記載	
		○ 旅客施設や車両等におけるバリアフリー化を要請します。	○	
12 低公害車の導入推進	○ 公用車は率先して低公害車へ切り替えます。	○		
13 エコドライブの推進	○ エコドライブの重要性を周知します。	後述の「重点アクション」に記載		
14 事業車両・大型車両への啓発	○ 公用車の適正な運用を行います。	○		
	○ 大型車両運転者へ車両運行に伴う公害防止について啓発活動や広報を実施します。	○		

テーマ			
	基本方針		
	取組の方向性		
	具体的施策	市の取組	実施の有無
大気 (3) 生活に伴う負荷から大気環境を守る	ア 騒音・振動、悪臭、化学物質等の対策推進		
	15 生活騒音対策の推進		
	16 建設・解体工事等の騒音・振動・粉じんの防止	○ 騒音・振動・粉じん等について、被害状況を発生原因者に知らせ、公害防止を指導します。 ○ 低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。	○ ○
	17 悪臭の防止	○ 悪臭防止対策を行います。	○
		○ 悪臭が発生した際は、関係機関と連携し迅速な対応を行います。	○
	18 有害化学物質の使用制限	○ 市民や事業者へ、シックハウス・シックスクール等の影響について知らせます。	○
		○ 公共施設においては、シックハウス対策資材を使用します。	○
	19 低周波公害等の対策推進		
	イ 花粉症対策の推進		
	20 針葉樹林の適正管理	○ 東京都や関係機関と連携して、森林整備事業を推進し、森林の適正管理を推進します。	○
21 花粉の少ないスギ等への植え替え	○ 東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。	○	

テーマ				
基本方針				
取組の方向性		市の取組	実施の有無	
具体的施策				
「ごみと資源」	(1) 4Rを推進する	ア ごみゼロ社会の構築		
		1 生産段階からの取り組みの推進	○ 抜本的なごみ減量対策の実施に向けて努力します。	○
		2 廃棄物の削減	○ 拡大生産者責任の強化を国や都、事業者呼びかけていきます。	後述の「重点アクション」に記載
			○ 公共施設建設には、LCA(ライフサイクルアセスメント)を取り入れます。	○
		3 リサイクルネットワークの構築	○ 収集したごみの資源化を推進します。	後述の「重点アクション」に記載
			○ 民間事業者が誰でも参加できるようなリサイクルのネットワーク体制を作ります。	後述の「重点アクション」に記載
		4 廃棄物処理・リサイクル費用の認識	○ ごみ減量に向けて、市民・事業者を対象に、ごみ処理の現状に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼び掛けます。	○
			○ 市内で発生するごみの質・量・処理やリサイクルにかかる費用をわかり易く公表します。	○
		イ 4Rの推進		
		5 グリーンコンシューマー運動の推進	○ グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。	後述の「重点アクション」に記載
	○ 授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。		後述の「重点アクション」に記載	
	6 リフューズ・リデュースの推進	○ マイバッグ持参運動を推進します。	後述の「重点アクション」に記載	
	7 リユース・リサイクルの推進	○ リターナブル・リサイクル製品を購入・使用します。	○	
		○ リサイクル推進協力を支援します。	後述の「重点アクション」に記載	
○ 修理・リフォーム・再商品化技能者への支援します。		後述の「重点アクション」に記載		
○ ごみの資源化に努めます。		○		
	○ 資源の集団回収を奨励します。	後述の「重点アクション」に記載		
ウ ごみ処理施設を必要としない社会の形成				
8 できるだけ環境負荷の少ない処理方法の研究・実践	○ ごみの資源化を推進し、焼却ごみを減らします。	○		
	○ サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。	後述の「重点アクション」に記載		
9 市内で実施可能なごみの処理方法の検討・実施	○ リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。	後述の「重点アクション」に記載		
10 生ごみ等の資源化の推進	○ 生ごみ、剪定枝等の資源化を推進します。	○		
(2) 廃棄物を適正に処理する	ア 一般廃棄物の適正処理			
	11 ごみ処理体制の整備	○ 分別収集体制の充実に努めるとともに、より経済的・効率的な収集・処理方法の検討を行います。	○	
		○ ごみ処理施設の計画的な整備・更新等を行います。	○	
	12 野外焼却等の防止	不法な野焼き、不適合焼却炉による焼却の取り締まりと周知に努めるとともに、指導を行います。	○	
イ 産業廃棄物等の適正処理				
13 産業廃棄物の適正処理	○ 不法投棄の実態を把握し、対応していきます。	○		
14 建設発生土の適正処理	○ 建設発生土の活用について、運用・指導を行い、事業者間でスムーズに活用できるようにします。	-		
「エネルギー」	ア 省エネルギーの推進			
	1 ライフスタイルの見直しと省エネルギー行動の実践	○ 地球温暖化対策実行計画を進めます。	○	
		○ 市民のライフスタイル見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。	後述の「重点アクション」に記載	
		○ 省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。	後述の「重点アクション」に記載	
○ 省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。		後述の「重点アクション」に記載		

テーマ				
基本方針				
取組の方向性		市の取組	実施の有無	
具体的施策				
「エネルギー」	(1) エネルギーを有効に活用する	ア 省エネルギーの推進		
		2 省エネルギー機器・設備の導入促進	○ グリーン購入を推進します。 ○ 市民のために、「環境にやさしい」という観点で見た、具体的な商品や企業の情報を提供します。	後述の「重点アクション」に記載 ○
		3 環境負荷の少ない製品の製造と購入	○ 公用車の導入の際は、低公害車を選びます。また、燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。 ○ 環境に配慮した電力調達契約締結に努めます。	後述の「重点アクション」に記載 ○
		4 流通によるエネルギー消費の削減		
	イ エネルギー高度利用の推進			
	5 建築物の省エネルギー対策の推進	○ 市民の省エネルギーの取り組みを支援します。 ○ 「建築物環境計画制度」の周知を図ります。 ○ 公共施設には、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を積極的に導入します。	○ ○ ○	
	6 複合的な省エネルギー施策の展開	○ 公共施設には、高効率空調設備などの省エネルギー設備を積極的に導入するとともに、BEMS(ビルエネルギー管理システム)の導入を検討します。 ○ 施設設備改修時には環境意識を踏まえた、省エネルギー、省CO2型の設備改修に努めます。	△ ○	
	7 再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行			
	(2) エネルギーの地産地消を推進する	ア 再生可能エネルギー等の利用促進		
		8 太陽光発電システム等の普及・促進	○ 再生可能エネルギー等の導入を促進します。 ○ 再生可能エネルギー等の効率的利用に向けて、蓄電池等の導入促進を図ります。	○ ○
9 木質バイオマスエネルギーの利用促進		○ 木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。 ○ 木質バイオマスの利用促進に努めます。	後述の「重点アクション」に記載 後述の「重点アクション」に記載	
10 小水力発電の導入検討		○ 小水力発電等の導入を検討します。	後述の「重点アクション」に記載	
11 BDF(バイオディーゼル燃料)の利用促進		○ 廃食用油をBDF(バイオディーゼル燃料)化し、公用車などの燃料として活用します。	後述の「重点アクション」に記載	
12 その他の再生可能エネルギー等の導入検討		○ コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。 ○ 食品系バイオマス利用設備の導入や未利用熱利用方策などについて調査・研究を行います。	後述の「重点アクション」に記載 ○	
ひと	(1) ニコロが通い合う「ふるさと」を育む	ア 人や生き物を思いやるこころの育成		
		1 自然の豊かさ、尊さを知る環境学習の推進	○ ビオトープなど、環境学習を推進します。	○
	2 挨拶が行きかう、笑顔のあふれるまちづくり			
	イ やすらぎのある地域づくり			
	3 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	○ 公共施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。	○	
4 安心して歩ける道路環境の整備	○ 安心して歩ける歩道を整備します。 ○ 大型車両の通行マナーの向上に向けた普及啓発を行います。 ○ 歩行者等の安全を確保して道路工事をを行います。 ○ 電線類の地中化を推進します。	○ ○ ○ ○		

テーマ					
基本方針					
		取組の方向性			
		具体的施策	市の取組		
			実施の有無		
ひと 育む 「ふるさと」を 通い （1） （2） （3） （4） 重点 アクション 1	ウ 歴史と風土が調和したまちなみの実現	5 自然と調和したまちなみの保全	○ 「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、自然と調和したまちなみの保全に引き続き取り組みます。 ○ まちなみ保全に取り組む市民団体を支援します。	○ ○	
		6 無秩序な開発の防止	○ 市民参加、説明責任、情報公開の合意形成の仕組み作りに取り組みます。	○	
		ア パートナーシップの充実			
		7 市政への市民意見の反映	○ 政策立案段階からの市民参加の仕組みをつくります。 ○ ホームページを充実させ、市民と市の双方向の意見交換の仕組みをつくります。	○ -	
		8 環境情報の発信・共有化	○ 全庁的な環境政策の推進を図ります。 ○ 窓口やインターネットで環境情報をすぐ閲覧できるようにします。	○ ○	
		イ 地域に根ざした環境への取り組み			
	9 子どもの視点の尊重	○ 子どもエコグループの活動を支援します。	○		
	10 NPO等への支援	○ NPOなどの支援を行います。	○		
	11 市民参加によるまちづくりの推進	○ 市民によるまちづくりを支援します。	○		
	ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承				
	12 芸術文化を楽しむ場の充実	○ 市外の人へ郷土の文化を広く伝えます。 ○ 芸術・文化活動に対して積極的に支援します。	○ ○		
	13 地域文化・生活の知恵の伝承	○ 文化や生活技術などを記録し、伝承します。	○		
	14 地域の歴史の学習と伝承	○ 昔話や民話・物語を、後の世代に伝えます。	○		
	ア 環境に対するマナーの向上				
	15 ごみの排出ルールの厳守	○ ごみ排出ルールの徹底に取り組みます。	○		
	16 観光ごみの持ち帰り	○ 観光ごみの持ち帰り運動を推進します。	○		
	17 ポイ捨て・不法投棄の防止	○ 道路の植え込みや公園等へのポイ捨てごみなど、適切に管理を行います。 ○ 定期的な不法投棄パトロールを強化します。 ○ 喫煙のマナーアップや健康への影響について広報します。 ○ 公的施設での分煙を徹底します。 ○ タバコのポイ捨て禁止について、市民への啓発活動を進めます。	○ ○ ○ ○ ○		
	18 ペットの飼い主のマナー向上	○ 「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」を運用し、ペットの飼い主のマナー向上、分煙の徹底に向けて取り組みます。	○		
(1) 省エネルギー対策の推進					
		○ 市民のライフスタイルを見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。 ○ 省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。	- ○		
		○ 省エネ家電、高効率空調設備、HEMS、BEMS等の省エネルギー設備の導入促進に努めます。 ○ 住宅や建築物の省エネルギー型の改修に向けた取り組みを推進します。	○ ○		
		○ 省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。 ○ グリーン購入を推進します。	- ○		

テーマ			
基本方針			
		取組の方向性	
		具体的施策	市の取組
			実施の有無
重点アクション 1	(2)再生可能エネルギー等の導入促進		
		○ 再生可能エネルギー等に関する情報提供に努めます。	○
		○ 木質バイオマスの利用促進に努めます。	○
		○ 木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。	○
		○ 住宅や事業所、公共施設の屋根を活用した太陽光発電の普及に努めます。	○
		○ 小水力発電の導入を検討します。	△
		○ 各家庭から回収した廃食用油をBDF化し、公用車などの燃料として活用します。	○
		○ コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。	○
	(3)低炭素型の交通システムへの転換		
		○ 広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。	○
		○ エコドライブの重要性を周知します。	○
		○ 公共交通空白地域の改善に努めます。	○
		○ 公共交通の利用促進を図ります。	○
		○ レンタサイクルシステムの充実を図ります。	-
		○ 低公害車の導入促進に努めます。	○
		○ 燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。	○
		○ 公用車の導入の際は、低公害車を選びます。	○
	(4)森林の整備による吸収源対策の推進		
		○ 森林の適正な維持管理を推進します。	○
		○ 市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。	-
		○ 森林保全リーダーを養成していきます。	-
	○ 森林ボランティア活動のPRを行います。	-	
	○ 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。	○	
	○ 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。	-	
	○ 市の公共施設の建設においては、地域木材の使用に努めます。また、地域木材を使用した木製品の採用に努めます。	○	
	○ 地域木材の普及PRを促進します。	○	
	○ 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を促進します。	○	
重点アクション 2	(1)4Rの推進		
		○ グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。	○
		○ リターナブル・リサイクル製品の購入・使用を推進します。	○
		○ リサイクル推進協力を支援します。	○
		○ レジ袋をもらわない、マイバッグ持参運動を推進します。	○
		○ 修理・リフォーム・再商品化技術者を支援します。	-
		○ 紙類、プラスチック容器包装類の再資源化を図ります。	○
		○ サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。	○

テーマ				
基本方針				
		取組の方向性		
		具体的施策	市の取組	
			実施の有無	
重点アクション2	(1)4Rの推進			
		○ 資源の集団回収を奨励します。		○
		○ 民間事業者が誰でも参加できるようリサイクルのネットワーク体制を作ります。		-
		○ リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。		-
		○ 授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。		○
	(2)ごみ削減強化と資源化の推進			
		○ 1人1日当たりの燃やすごみ排出量を510gに減量に向けて、市民・事業者等を対象に、ごみ処理の現状等に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼びかけます。		○
		○ ごみの分別について周知徹底を図り、ごみの資源化を推進します。		○
		○ 不燃残渣の資源化を推進します。		○
		○ 拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に要請します。		○
	(3)バイオマスエネルギーの活用			
		○ 間伐材や剪定枝等の木質バイオマスの活用について検討します。		○
		○ 燃料となる木質チップや木質ペレットへの加工、木質バイオマスボイラーや木質ペレットストーブの導入・普及など、木質バイオマスエネルギーの活用に向けた仕組みのあり方や事業化方策について検討します。		○
		○ 廃食用油の更なる回収方法について検討します。		○
		○ 廃食用油をBDF化し、公用車などの燃料として活用します。		○
		○ エネルギー効率の高い廃棄物発電・熱利用設備やバイオマス利用設備の導入など、未利用エネルギーの活用方策について調査・検討します。		○
(4)農産物等の地産地消の推進				
	○ 地元産の農産物の販売促進や学校給食などへの使用を通じて、農産物の地産地消を促進します。		○	
	○ 生ごみのたい肥化に向けた取組を推進します。		○	
	○ 市庁舎等の市の施設には、地域木材の使用に努めます。		○	
	○ 地域木材の利用促進にむけたPRを行います。		○	
	○ 小・中学校では、地域木材を使用した木製品の利用を促進します。		-	
	○ 間伐材の利用を促進します。		○	
重点アクション3	(1)「知る」～生物多様性への理解の促進			
		○ 市民・事業者と協働で、市内の自然環境の特性ごとに、生物の生息状況調査を実施し、実施把握を行います。		○
		○ これまでに行われてきた保全活動や調査等のデータを集約し、青梅市生物多様性地域戦略の策定に生かします。		○
		○ 市民参加型のモニタリング方法を研究し、収集した市内の生物多様性に関する情報の収集・発信などの仕組みづくりを検討します。		○
		○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性のよりの確かな状況把握に向けた取組や市民・事業者へのPR・啓発方策のあり方を明らかにします。		○
		○ 生物多様性に係る情報や取り組みを多様な視点、多様な手法により発信し、生物多様性への理解を促進していきます。		○
	(2)「守り、育てる」～生物の生息・生育環境の保全と再生			
		○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物の生育・生息環境の保全と再生に向けた具体的取組を明らかにします。		○
		○ グリーンマップを作成します。		-
		○ 青梅の森を、身近な里山として、市民や各種団体等と協働し保全を行います。		○
	○ 民間林の造林や間伐等を支援するとともに、企業の森等において森林の整備を推進し、森林の多面的な機能の回復に努めます。		○	

テーマ			
基本方針			
		取組の方向性	
	具体的施策	市の取組	実施の有無
重点アクション	(2)「守り、育てる」～生物の生息・生育環境の保全と再生		
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 河辺地区の「水辺の楽校」をはじめとする水辺空間の積極的な活用を推進するとともに、新たな水辺空間の整備について、関係機関と連携して検討・推進します。 ○ 地域の生態系への悪影響が懸念される特定外来生物への対策を推進します。 	○ ○
3	(3)「伝える」～生物多様性の承継		
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性を次世代に承継するための具体的取組を明らかにします。 ○ 自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。 ○ 地域木材の普及PRを推進します。 ○ 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。 	○ ○ ○ ○
	(4)「参加する」～協働による生物多様性への取組		
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の取組について多様な主体が参加・協働するための仕組みをつくります。 ○ 市民が動植物の実態把握調査の一部に参加する仕組みや体制、さらにその結果を活用した普及啓発の方法について検討し、実施していきます。 ○ 市民等との協働事業等も活用し、生物多様性の取組を推進していきます。 ○ 生物多様性の保全と再生を目的とした活動を行う団体への支援を図り、自主的な取り組みを活性化させます。 ○ 学校教育や体験学習等を通じ、将来を担う若い世代の生物多様性に係る関心と認識の向上を図ります。 ○ 生物多様性の大切さや魅力を伝えるリーダーやコーディネーターとしての人材活用・育成の仕組みづくりを進めます。 ○ 生物多様性に係る活動の情報交換・人材交流の機会・場の創出を図ります。 ○ 特産物の育成や地産地消の推進、人にも環境にもやさしい環境保全型の農業への転換など、持続可能な農業を推進できるよう支援します。 ○ 遊休農地などを活用し、市民が農業にふれあうことのできる農業体験の場をつくるとともに、生物多様性に係る関心と認識の向上を図る場としても活用します。 ○ グリーンコンシューマー(環境に負荷の少ない行動をする消費者)が一人でも増えるよう、環境負荷の少ないライフスタイルの実践と定着に向けた普及啓発等の運動を推進します。 ○ 環境にやさしい企業・事業活動の推進を図ります。 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
			○

7 環境基本計画 環境目標達成値（平成29年度）

指標	現況値	目標値	達成値
森林面積	6,464ha (平成25年度)	6,464ha	6,464ha (平成27年度)
経営耕地面積	223ha (平成22年度)	201ha	155ha (平成27年度)
河川(市内各地点)の BOD環境基準達成度	100% (平成24年度)	100%	100% (平成29年度)
二酸化硫黄濃度(市役 所屋上)(年平均)	0.001ppm (平成24年度)	現況値以下	0.000ppm (平成29年度)
大気中ダイオキシン 類濃度(市役所屋上)	0.016~0.014 pg-TEQ/m ³ (平成24年度)	現況値以下	0.010~0.0082 pg-TEQ/m ³ (平成29年度)
主要交差点における 二酸化窒素の測定値 (ppm)	0.026~0.010ppm (平成24年度)	現況値以下	0.028~0.007pm (平成29年度)
主要道路における騒 音の測定値(dB)	72~50dB (平成24年度)	現況値以下	70~54dB (平成29年度)
市民1人1日当たり の燃やすごみ排出量	567g (平成24年度)	510g以下に 減らす	547g (平成29年度)
市民1人1か月当た りの電力使用量	413kWh/人・月 (平成25年度)	388kWh/人・月	404kWh/人・月 (平成29年度)

§ 3 地球温暖化対策

1 青梅市地球温暖化対策実行計画の概要

(1) 計画策定の背景

地球温暖化は、化石燃料の消費や森林破壊といった人為的要因によって、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの大気中濃度が高くなることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化の将来予測については、新たに代表的濃度回路（RCP）と呼ばれるシナリオが作成され、温室効果ガスの排出量が高い水準で続くことを前提としたRCP8.5では、2081年から2100年において、世界の平均地上気温が20世紀末と比べ2.6～4.8度上昇し、それにともない海面水位が平均で45cm～82cm上昇する可能性が高いと予測されています。

青梅市では今までに、青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として、第1次計画（平成17年度～平成21年度）および第2次計画（平成22年度～平成26年度）を策定し、地球温暖化防止に向けて取り組みを進めてまいりました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に端を発した福島第一原子力発電所事故により、京都議定書の目標達成すら困難さが増し、排出削減幅などの見直しが行われるのは必至な情勢となっています。

こうした背景を踏まえ、平成27年度から第3次計画を開始し、各種環境施策に取り組んでおります。

(2) 計画の位置付け

平成11年4月施行の「地球温暖化対策の推進に関する法律」により地方公共団体に策定とその実行が義務付けられたことにもとづき、平成22年3月に策定した第2次青梅市地球温暖化対策実行計画が26年度末に計画期間の終了を迎え、新たに、「第3次青梅市地球温暖化対策実行計画 市職員による環境負荷低減のための率先行動計画」を策定するものです。

この計画は、青梅市環境基本条例および青梅市環境基本計画の基本理念にもとづき、市の温室効果ガス排出抑制対策を具体的に実行していくものです。

(3) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

(4) 削減目標

平成22年度の排出量を基準として、平成31年度までに10%削減する。（青梅の森の吸収源を含みます。）

(5) 率先行動計画

市は、市民・事業者の環境保全に関する自主的な取組を推進する立場にあり、市自らが率先して、これらの課題に取り組む必要があることから、率先行動計画として次の職員エコアクションを実践します。

ア 日常の事務・事業に関する取組

- ① 電気・燃料使用量の削減
- ② 自動車燃料使用量の削減
- ③ 省資源・リサイクルの推進
- ④ 水道使用量の削減
- ⑤ グリーン購入の推進

イ 公共施設整備等に関する取組

- ① 公共施設の再編と新設・更新時の省エネ改修
- ② 省エネ・新エネ設備の積極的導入
- ③ 環境への負荷の少ない電力調達の推進
- ④ 温室効果ガスの吸収源の保全
- ⑤ 公用車の低公害車への更新と自動車利用の抑制

(6) 進行管理体制

職員一人ひとりが各職場において、率先的に行動し、本計画を推進するため環境管理推進本部を設置します。この組織において、職員への啓発、行動計画の点検、評価、および公表を行うとともに、問題点を改善し、その結果を次の計画に活かすこととします。

2 青梅市地球温暖化対策実行計画の実施結果

青梅市の行う事務および事業に関し、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）の削減に努めた。

CO₂換算温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO₂)

	種 類	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	合 計
		(二酸化炭素)	(メタン)	(一酸化二窒素)	(ハイドロフルオロカーボン)	
施設	22年度 (基準年度)	8,295,636.3	1,706.7	1,186.0	—	8,298,529.0
	29年度	9,790,843.4	1,716.3	1,086.6	—	9,793,646.3
	増 減	1,495,207.1	9.6	△99.4	—	1,495,117.3
	増 減 率	18.0%	0.6%	△8.4%	—	18.0%
車両	22年度 (基準年度)	194,949.9	944.7	5,237.8	2,535.0	203,667.4
	29年度	174,880.5	566.3	4,909.3	3,334.5	183,690.6
	増 減	△20,069.4	△378.4	△328.5	799.5	△19,976.8
	増 減 率	△10.3%	△40.1%	△6.3%	31.5%	△9.8%
合計	22年度 (基準年度)	8,490,586.2	2,651.4	6,423.8	2,535.0	8,502,196.4
	29年度	9,965,723.9	2,282.6	5,995.9	3,334.5	9,977,336.9
	増 減	1,475,137.7	△368.8	△427.9	799.5	1,475,140.5
	増 減 率	17.4%	△13.9%	△6.7%	31.5%	17.4%

§ 4 公害対策

I 大気

1 大気汚染等にかかる環境基準

(1) 環境基準

環境基準とは、大気の汚染等にかかる環境上の条件について、人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として政府が定めるものであり、大気汚染関係の環境基準については次のように定められています。

この環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用されません。

(環境基本法第16条、昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示第38号、平成9年環境庁告示第4号、平成11年環境庁告示第68号、平成13年環境省告示第30号、平成21年環境省告示第33号、平成30年11月環境省告示第100号)

物質	環境上の条件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

[参考] 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（昭和51年8月13日中央公害対策審議会答申）

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

(2) 環境基準の評価方法

環境基準の評価方法は、短期的評価と長期的評価があります。

通達では、二酸化硫黄*¹、一酸化炭素*¹、浮遊粒子状物質*¹については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素*²、微小粒子状物質*³については長期

的評価、光化学オキシダント*¹については短期的評価が定められています。

一般に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われています。

ア 短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間値、または各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

イ 長期的評価

(ア) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価します。

(イ) 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価します。

(ウ) 微小粒子状物質の場合

測定結果の年平均値を長期基準(1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比較するとともに、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を短期基準(1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比較して評価を行います。

(ア)、(イ)は年間の測定時間が6,000時間未満のもの、(ウ)は年間の有効測定日(1日20時間以上の測定時間を有する日)が250日未満のものは評価することができません。)

※ 環境庁通達

- *1 昭和48年6月12日付環大企第143号「大気汚染に係る環境基準について」
- *2 昭和53年7月17日付環大企第262号「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」
- *3 平成21年9月9日付環水大総発第090909001号「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」

2 大気汚染常時測定

東京都では、本市役所に一般環境大気測定局（呼称：青梅）を設置し、次の項目について測定をしています。

(1) 二酸化窒素（NO₂）の測定結果

項 目		年 度					
		24	25	26	27	28	29
環境基準達成状況		○	○	○	○	○	○
日平均値の98%値（ppm）	青梅	0.020	0.021	0.019	0.017	0.015	0.016
	多摩部最大	0.037	0.038	0.035	0.035	0.033	0.036
多摩部適合状況	局数	17/17	17/17	17/17	17/17	17/17	17/17
	適合%	100	100	100	100	100	100
都適合状況	局数	44/44	44/44	44/44	44/44	44/44	44/44
	適合%	100	100	100	100	100	100
時間値の年平均値（ppm）	青梅	0.010	0.010	0.009	0.008	0.007	0.008
	多摩部平均	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
日平均値が0.04ppmを超えた日数（日）	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	9	29	11	0	6	3
日平均値が0.06ppmを超えた日数（日）	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数（日）	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	15	38	13	0	8	3
日平均値の最大値（ppm）	青梅	0.023	0.029	0.025	0.025	0.019	0.019
	多摩部最大	0.048	0.052	0.044	0.039	0.047	0.043

(2) 浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

項 目		年 度					
		24	25	26	27	28	29
環境基準達成状況		○	○	○	○	○	○
日平均値の2%除外値（mg/m ³ ）	青梅	0.040	0.049	0.046	0.039	0.031	0.030
	多摩部最大	0.051	0.063	0.057	0.054	0.048	0.042
多摩部適合状況	局数	19/19	19/19	19/19	19/19	19/19	19/19
	適合%	100	100	100	100	100	100
都適合状況	局数	47/47	46/47	47/47	47/47	47/47	47/47
	適合%	100	98	100	100	100	100
時間値の年平均値（mg/m ³ ）	青梅	0.017	0.019	0.017	0.014	0.012	0.012
	多摩部平均	0.018	0.020	0.019	0.017	0.016	0.016
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数（日）	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数（時間）	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	6	1	2	1	2	0
日平均値の最大値（mg/m ³ ）	青梅	0.052	0.061	0.060	0.049	0.050	0.035
	多摩部最大	0.071	0.098	0.075	0.086	0.074	0.056
環境基準を超えた日が連続した時の延日数（日）	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0

(3) オキシダント (O_x 5~20時) の測定結果

項 目		年 度					
		24	25	26	27	28	29
環境基準達成状況		×	×	×	×	×	×
時間値の年平均値 (ppm)	青梅	0.034	0.035	0.036	0.034	0.033	0.035
	多摩部平均	0.032	0.034	0.034	0.033	0.033	0.034
多摩部適合状況	局数	0/17	0/17	0/17	0/17	0/17	0/17
	適合%	0	0	0	0	0	0
都適合状況	局数	0/41	0/41	0/41	0/41	0/41	0/41
	適合%	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	青梅	110	106	106	98	86	106
	多摩部合計	1561	1837	1810	1695	1413	1715
1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	青梅	521	570	653	539	454	542
	多摩部合計	7731	9955	10382	9028	7381	8678
1時間値が0.12ppm以上の日数 (日)	青梅	1	7	7	4	0	2
	多摩部合計	31	164	90	106	30	22
1時間値が0.12ppm以上となった時間数 (時間)	青梅	3	21	20	9	0	2
	多摩部合計	58	439	267	231	48	37
日平均値の最大値 (ppm)	青梅	0.076	0.101	0.102	0.090	0.071	0.082
	多摩部最大	0.085	0.108	0.102	0.101	0.076	0.088

(4) 二酸化硫黄 (SO₂) の測定結果

項 目		年 度					
		24	25	26	27	28	29
環境基準達成状況		○	○	○	○	○	○
日平均値の2%除外値(ppm)	青梅	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
	多摩部平均	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
多摩部適合状況	局数	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9
	適合%	100	100	100	100	100	100
都適合状況	局数	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20
	適合%	100	100	100	100	100	100
時間値の年平均値(ppm)	青梅	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.000
	多摩部平均	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0
日平均値の最大値 (ppm)	青梅	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001
	多摩部最大	0.006	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
環境基準を超えた日が連続した時の延日数 (日)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0

(5) 一酸化炭素 (CO) の測定結果

項 目		年 度					
		24	25	26	27	28	29
環境基準達成状況		○	○	○	○	○	○
日平均値の2%除外値 (ppm)	青梅	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
	多摩部最大	0.7	0.6	0.5	0.4	0.5	0.5
多摩部適合状況	局数	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
	適合%	100	100	100	100	100	100
都適合状況	局数	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11
	適合%	100	100	100	100	100	100
時間値の年平均値 (ppm)	青梅	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
	多摩部平均	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
日平均値の最大値 (ppm)	青梅	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3
	多摩部最大	0.8	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果

項 目		年 度					
		24	25	26	27	28	29
環境基準達成状況		○	×	×	○	○	○
日平均値の年平均値 (ppm)	青梅	11.5	13.0	13.3	11.0	9.8	10.2
	多摩部平均	13.3	14.7	14.8	13.1	11.7	11.9
日平均値の98%値 (ppm)	青梅	27.1	36.7	37.3	29.4	24.9	22.9
	多摩部最大	36.1	40.8	41.0	31.7	32.3	29.6
多摩部適合状況	局数	12/13	2/18	3/19	19/19	19/19	19/19
	適合%	92.3	11.0	15.8	100.0	100	100
都適合状況	局数	20/31	3/45	3/46	40/47	46/47	41/47
	適合%	64.5	6.7	6.5	85.0	97.9	87.0
日平均値の最大値 (ppm)	青梅	31.4	44.8	45.4	35.8	33.8	26.4
	多摩部最大	59	67.5	50.1	44.4	47.8	41.1

※出典：大気汚染常時測定局測定結果報告 東京都環境局

3 光化学スモッグ（光化学オキシダント）

光化学スモッグは、大気中の窒素酸化物（ NO_x ）や炭化水素（HC）が太陽の紫外線を受けて、光化学反応を起こし生成される二次汚染物質が高濃度になって発生する現象で、目やのどなどの痛みを引き起こしたり、植物に被害を与えたりします。

東京都から学校情報、注意報、警報等が発令されると、各市民センター、学校等、関係機関に連絡し、看板等を設置し注意を呼び掛けています。

平成29年度に、本市が位置する多摩西部地域に発令された光化学スモッグ注意報は1回、学校情報は3回でした。

なお、警報、重大緊急報の発令はありませんでした。

(1) 平成29年度発令日数 （単位：日）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20
学校情報発令日数	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	62

(2) 過去の発令日数（平成24年度から28年度） （単位：日）

平成28年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
学校情報発令日数	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	15

平成27年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4	14
学校情報発令日数	0	4	1	8	3	0	0	0	0	0	0	0	16	25

平成26年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	9
学校情報発令日数	0	1	4	10	3	0	0	0	0	0	0	0	18	28

平成25年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	8	17
学校情報発令日数	0	0	0	7	7	1	0	0	0	0	0	0	15	28

平成24年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
学校情報発令日数	0	0	1	5	1	1	0	0	0	0	0	0	8	16

4 交差点等大気汚染調査

市では、大気汚染の原因の1つとされる二酸化窒素（NO₂）について、道路沿道等の局地的大気汚染状況と季節変動を把握するため、主要交差点等12か所において夏期・冬期の年2回調査を行っています。

(1) 平成29年度の調査結果 (単位：ppm)

調査地点	二酸化窒素	
	夏期 (6.19~6.20)	冬期 (12.4~12.5)
青梅新町	0.024	0.025
友田	0.022	0.021
長渕七丁目	0.016	0.013
青梅市民会館南	0.015	0.012
御岳橋	0.008	0.007
成木五丁目	0.010	0.009
青梅四小前	0.018	0.018
梅郷四丁目	0.011	0.009
今寺	0.028	0.017
友田町4丁目	0.016	0.009
七日市場	0.021	0.018
新岩蔵大橋	0.016	0.014
平均	0.017	0.014

※二酸化窒素（NO₂）に係る環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

(2) 過去の調査結果（平成24年度から28年度） (単位：ppm)

§ 青梅新町

§ 友田

§ 長渕七丁目

年度	二酸化窒素		年度	二酸化窒素		年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期		夏期	冬期		夏期	冬期
28年度	0.019	0.017	28年度	0.015	0.017	28年度	0.011	0.012
27年度	0.021	0.028	27年度	0.020	0.028	27年度	0.017	0.024
26年度	0.022	0.024	26年度	0.018	0.022	26年度	0.015	0.016
25年度	0.024	0.030	25年度	0.022	0.027	25年度	0.018	0.023
24年度	0.024	0.024	24年度	0.025	0.024	24年度	0.021	0.014



§ 青梅市民会館南

年度	項目 二酸化窒素	
	夏期	冬期
28年度	0.011	0.011
27年度	0.014	0.021
26年度	0.014	0.014
25年度	0.014	0.021
24年度	0.017	0.013



§ 御岳橋

年度	項目 二酸化窒素	
	夏期	冬期
28年度	0.005	0.07
27年度	0.008	0.015
26年度	0.007	0.009
25年度	0.009	0.016
24年度	0.010	0.010



§ 成木五丁目

年度	項目 二酸化窒素	
	夏期	冬期
28年度	0.006	0.009
27年度	0.010	0.013
26年度	0.011	0.011
25年度	0.012	0.017
24年度	0.014	0.017



§ 青梅四小前

年度	項目 二酸化窒素	
	夏期	冬期
28年度	0.015	0.016
27年度	0.019	0.025
26年度	0.018	0.017
25年度	0.021	0.028
24年度	0.026	0.021



§ 梅郷四丁目

年度	項目 二酸化窒素	
	夏期	冬期
28年度	0.008	0.009
27年度	0.012	0.018
26年度	0.010	0.010
25年度	0.012	0.019
24年度	0.017	0.010



§ 今寺

年度	項目 二酸化窒素	
	夏期	冬期
28年度	0.015	0.010
27年度	0.016	0.021
26年度	0.016	0.020
25年度	0.020	0.025
24年度	0.019	0.018



§ 友田町4丁目

年度	項目 二酸化窒素	
	夏期	冬期
28年度	0.005	0.008
27年度	0.012	0.018
26年度	0.006	0.013
25年度	0.010	0.015
24年度	0.012	0.008



§ 七日市場

年度	項目 二酸化窒素	
	夏期	冬期
28年度	0.015	0.012
27年度	0.019	0.024
26年度	0.017	0.019
25年度	0.020	0.025
24年度	0.025	0.016

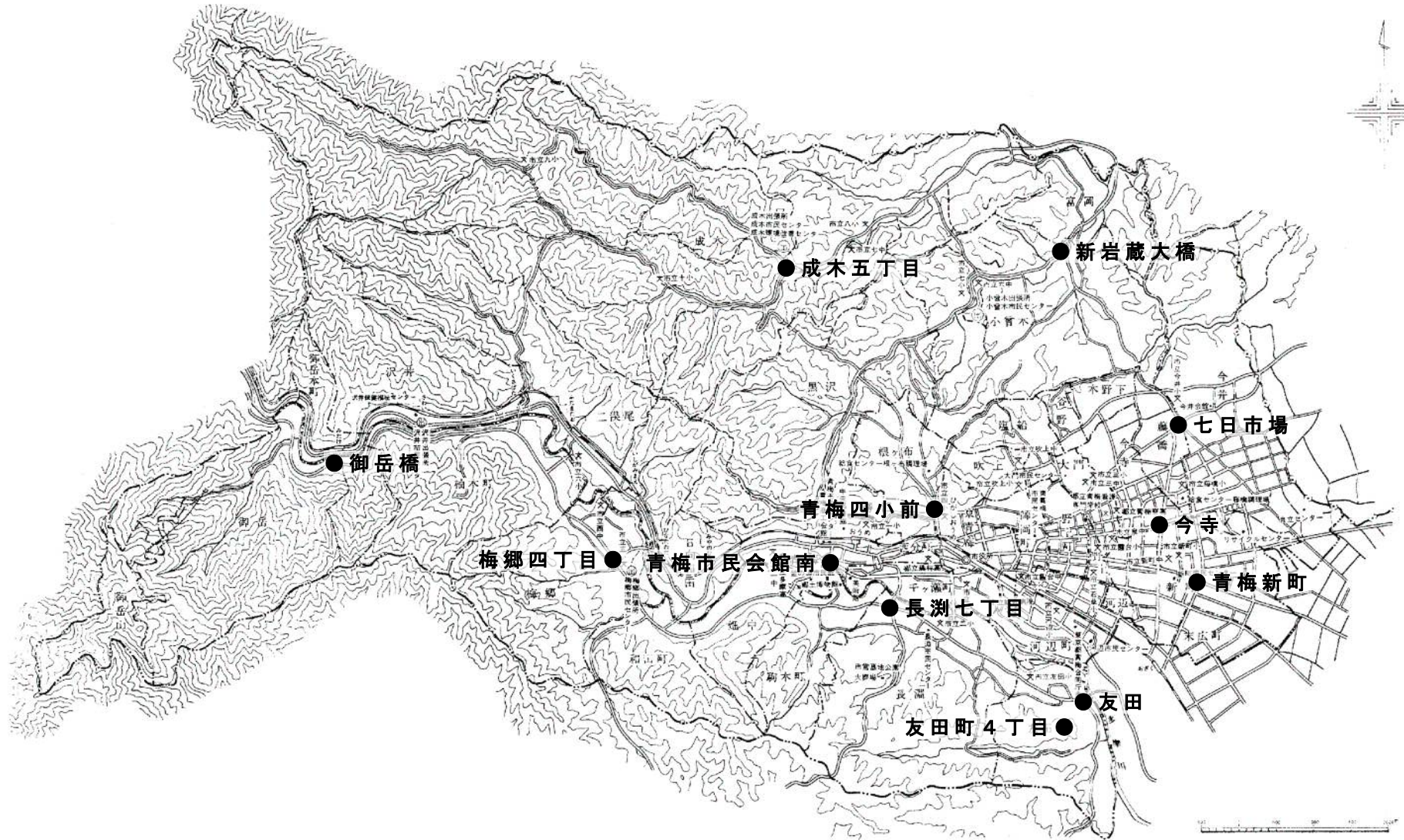


§ 新岩蔵大橋

年度	項目 二酸化窒素	
	夏期	冬期
28年度	0.009	0.010
27年度	0.014	0.019
26年度	0.013	0.013
25年度	0.014	0.019
24年度	0.016	0.015



交差点等大気汚染調査地点



5 大気中重金属調査

大気中の重金属の状況を把握するため、主要施設7か所において、年1回調査を行っています。

調査項目および結果については、下記のとおりです。

調査項目：粉じん量（浮遊粒子状物質：SPM）、バナジウム(V)、カドミウム(Cd)、鉛(Pb)、銅(Cu)、ニッケル(Ni)、亜鉛(Zn)、全クロム(Cr)、マンガン(Mn)、鉄(Fe)

(1) 平成29年度調査結果 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査地点	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
第五小学校	30.1.29~30	晴	9.7	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
沢井市民センター	30.1.29~30	晴	4.2	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
第七小学校	30.2.7~8	晴	6.1	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
今井小学校	30.1.30~31	晴	7.7	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.030	<0.001	<0.003	<0.01
新町小学校	30.2.15~16	晴	10.2	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
市役所	30.1.30~31	晴	8.8	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
環境基準			100	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

(2) 過去の調査結果（平成24年度から28年度）

§第五小学校 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
28年度	29.1.30~31	晴	0.0068	<0.003	<0.001	0.009	0.005	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	0.02
27年度	28.1.25~26	晴	0.0069	<0.003	<0.001	<0.005	0.031	<0.003	0.010	0.001	0.005	0.12
26年度	27.1.28~29	晴	0.0027	<0.003	<0.001	<0.005	0.010	0.005	0.030	0.001	0.006	<0.01
25年度	26.2.3~4	晴	0.0168	<0.003	<0.001	0.012	0.022	<0.003	0.024	0.003	0.008	0.11
24年度	25.1.21~22	晴	0.0106	<0.003	<0.001	0.009	0.038	<0.003	0.027	0.002	0.008	0.11
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§沢井市民センター (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
28年度	29.1.30~31	晴	0.0058	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
27年度	28.1.25~26	晴	0.0032	<0.003	<0.001	<0.005	0.008	<0.003	0.005	<0.001	<0.003	0.02
26年度	27.1.28~29	晴	0.0043	<0.003	<0.001	<0.005	0.006	0.005	0.033	0.001	0.006	0.05
25年度	26.2.3~4	晴	0.0109	<0.003	<0.001	0.006	0.012	<0.003	0.015	0.001	0.004	0.06
24年度	25.2.7~8	曇	0.0083	<0.003	<0.001	<0.005	0.048	<0.003	0.013	<0.001	0.004	0.05
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 北小曾木ふれあいセンター

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
27年度	28.1.26~27	晴	0.0106	<0.003	<0.001	<0.005	0.028	<0.003	0.013	0.001	0.007	0.15
26年度	27.2.12~13	晴	0.0145	<0.003	<0.001	<0.005	0.011	0.006	0.055	0.001	0.012	0.07
25年度	26.2.5~6	晴	0.0020	<0.003	<0.001	<0.005	0.018	<0.003	0.004	0.004	<0.003	0.03
24年度	25.2.7~8	曇	0.0070	<0.003	<0.001	<0.005	0.010	<0.003	0.014	0.001	<0.003	0.06
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

※北小曾木ふれあいセンターは平成28年3月に閉鎖したため、平成27年度で調査終了。

§ 第七小学校

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
28年度	29.2.6~2.7	晴	0.0097	<0.003	<0.001	0.008	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	0.02
27年度	28.1.26~27	晴	0.0056	<0.003	<0.001	<0.005	0.014	<0.003	0.012	<0.001	0.003	0.03
26年度	27.2.12~13	晴	0.0182	<0.003	<0.001	<0.005	0.035	0.018	0.040	0.002	0.024	<0.01
25年度	26.2.5~6	晴	0.0037	<0.003	<0.001	<0.005	0.025	<0.003	0.007	0.004	<0.003	0.04
24年度	25.1.22~23	晴	0.0023	<0.003	<0.001	<0.005	0.006	<0.003	0.010	<0.001	<0.003	0.02
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 今井小学校

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
28年度	29.1.31~2.1	晴	0.0017	<0.003	<0.001	0.008	0.006	<0.003	0.030	<0.001	<0.003	0.03
27年度	28.1.28~29	晴	0.0100	<0.003	<0.001	<0.005	0.026	<0.003	0.017	0.001	0.005	0.06
26年度	27.2.2~3	晴	0.0035	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	0.004	0.029	<0.001	0.007	0.02
25年度	26.2.6~7	曇	0.0049	<0.003	<0.001	<0.005	0.007	<0.003	0.007	0.005	<0.003	0.04
24年度	25.1.24~25	晴	0.0085	<0.003	<0.001	<0.005	0.009	<0.003	0.016	<0.001	0.004	0.05
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 新町小学校

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
28年度	29.2.7~8	晴	0.0010	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
27年度	28.1.28~29	晴	0.0165	<0.003	<0.001	0.005	0.014	<0.003	0.024	0.001	0.009	0.16
26年度	27.2.2~3	晴	0.0032	<0.003	<0.001	<0.005	0.008	0.004	0.029	0.001	0.008	0.01
25年度	26.2.6~7	曇	0.0042	<0.003	<0.001	<0.005	0.005	<0.003	0.007	0.003	<0.003	0.03
24年度	25.1.24~25	晴	0.0112	<0.003	<0.001	<0.005	0.011	<0.003	0.016	0.002	0.006	0.09
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 市役所

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
28年度	29.1.31~2.1	晴	0.0033	<0.003	<0.001	0.005	0.013	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	0.04
27年度	28.2.1~2	晴	0.0048	<0.003	<0.001	<0.005	0.036	<0.003	0.025	<0.001	0.003	0.03
26年度	27.2.3~4	晴	0.0016	<0.003	<0.001	0.010	0.008	0.003	0.031	<0.001	0.007	<0.01
25年度	26.2.17~18	晴	0.0101	<0.003	<0.001	0.009	0.076	<0.003	0.012	0.007	0.004	0.11
24年度	25.1.28~29	晴	0.0030	<0.003	<0.001	<0.005	0.020	<0.003	0.009	0.001	<0.003	0.05
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

6 採石場周辺の大気中粉じん調査

採石場周辺の民家7か所において、大気中粉じん調査を行いました。いずれも環境基準以下でした。

(単位：mg/m³)

調査地点	調査期間	測定値	調査地点	調査期間	測定値
成木 8-368 付近	11.30～ 12.1	0.004	成木 5-1102 付近	11.20～ 11.21	0.003
成木 8-420 付近	11.30～ 12.1	0.003	成木 7-649 付近	11.27～ 11.28	0.002
成木 8-853-2 付近	11.27～ 11.28	0.007	駒木町 2-435 付近	12.4～ 12.5	0.004
成木 5-1400 付近	11.20～ 11.21	0.005	平均値		0.004

※浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。



市内採石場の様子



7 酸性雨調査

酸性雨とは、工場や事業場、自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が、大気中を移流し、拡散している間に太陽光線や炭化水素、酸素、水等の働きで酸化され、硫酸塩や酸性粒子に変化し、雨水に溶け込んで酸性が強くなった雨のことをいいます。（一般にpHが5.6以下の雨を酸性雨と呼んでいます。）市では、雨水の酸性度等を把握するため、市役所屋上にて年12回調査を行っています。

(1) 平成29年度調査結果

採取期間 分析項目		4. 1	5. 1	6. 1	7. 3	8. 1	9. 1
		～5. 1	～6. 1	～7. 3	～8. 1	～9. 1	～10. 2
水素イオン濃度	p H	5.7	5.4	5.6	5.7	5.5	5.4
電気伝導率	μ S/cm	23	38	26	26	65	122
塩化物イオン	mg/L	0.74	0.49	0.97	0.25	0.84	0.60
硝酸イオン	mg/L	2.12	3.62	2.81	1.87	3.78	1.22
硫酸イオン	mg/L	1.66	2.65	2.13	1.22	2.96	1.21
アンモニウムイオン	mg/L	0.14	0.41	0.15	0.22	0.57	0.16
ナトリウムイオン	mg/L	0.43	0.25	0.81	0.17	0.66	0.32
カリウムイオン	mg/L	0.14	0.10	0.13	<0.10	0.13	<0.10
マグネシウムイオン	mg/L	0.12	<0.10	0.14	<0.10	0.10	<0.10
カルシウムイオン	mg/L	0.94	0.87	1.21	0.40	0.62	0.36
全液量	mL	1850	2400	1300	3950	3300	4700

採取期間 分析項目		10. 2	11. 1	12. 1	1. 4	2. 1	3. 1	平均値
		～11. 1	～12. 1	～1. 4	～2. 1	～3. 1	～3. 31	
水素イオン濃度	p H	5.6	5.8	5.6	5.4	5.5	5.6	5.6
電気伝導率	μ S/cm	18	19	101	13	95	9.3	46
塩化物イオン	mg/L	2.65	1.27	1.06	0.51	1.55	0.37	0.94
硝酸イオン	mg/L	0.98	3.11	3.76	1.25	2.98	1.05	2.38
硫酸イオン	mg/L	1.32	2.27	2.63	1.15	2.43	0.98	1.88
アンモニウムイオン	mg/L	0.15	0.61	0.65	0.18	0.50	<0.01	0.31
ナトリウムイオン	mg/L	1.14	0.70	0.65	0.24	0.92	0.24	0.54
カリウムイオン	mg/L	0.16	<0.10	0.23	<0.10	0.13	0.16	0.13
マグネシウムイオン	mg/L	0.27	0.12	0.13	<0.10	0.15	<0.10	0.13
カルシウムイオン	mg/L	0.60	1.64	2.24	1.09	1.50	0.44	0.99
全液量	mL	6200	690	360	980	1150	3260	2510

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

(2) 過去のpH平均値

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
5.6	5.6	5.3	5.5	5.4

8 ダイオキシン類調査

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3物質の総称です。

市では市内4か所において、ダイオキシン類の調査を行いました。

(1) 平成29年度調査結果 (単位：pg-TEQ/m³)

調査期間	調査地点	ダイオキシン類濃度
8.16(10時)～8.23(10時)	青梅市役所屋上	0.0082
	新町小学校屋上	0.012
	長淵市民センター駐車場	0.0088
	上長淵自治会館	0.014
2.8(10時)～2.15(10時)	青梅市役所屋上	0.010
	新町小学校屋上	0.025

※単位：pgはピコグラムと呼び、1兆分の1gを表します。

※環境基準…1m³当たり0.6ピコグラム（pg-TEQ/m³）以下です。

※長淵市民センター駐車場および上長淵自治会館については、夏期のみ調査。

(2) 過去の調査結果 (単位：pg-TEQ/m³)

年度	調査期間	調査地点	ダイオキシン類濃度
平成28年度	8.18(10時)～8.25(10時)	青梅市役所屋上	0.0097
		第五小学校屋上	0.0073
	2.9(10時)～2.16(10時)	青梅市役所屋上	0.0070
		第五小学校屋上	0.0083
		長淵市民センター駐車場	0.0078
平成27年度	8.19(10時)～8.26(10時)	上長淵自治会館	0.0092
		青梅市役所屋上	0.016
		新町小学校屋上	0.016
		長淵市民センター駐車場	0.011
	2.5(10時)～2.12(10時)	上長淵自治会館	0.013
平成26年度	8.20(10時)～8.27(10時)	青梅市役所屋上	0.010
		新町小学校屋上	0.015
	2.6(10時)～2.13(10時)	青梅市役所屋上	0.011
		第五小学校屋上	0.014
		長淵市民センター駐車場	0.012
平成25年度	8.14(10時)～8.21(10時)	上長淵自治会館	0.0091
		青梅市役所屋上	0.017
		長淵市民センター駐車場	0.027
	2.21(10時)～2.28(10時)	上長淵自治会館	0.011
		青梅市役所屋上	0.019
平成24年度	8.15(10時)～8.22(10時)	新町小学校屋上	0.015
		青梅市役所屋上	0.014
	2.7(10時)～2.14(10時)	第五小学校屋上	0.0085
		青梅市役所屋上	0.016
		長淵市民センター駐車場	0.011
上長淵自治会館	0.010		
上長淵自治会館	0.011		

9 大気中アスベスト調査

市内の一般環境大気中のアスベスト繊維数濃度を把握するため、平成17年度より測定を始め、青梅市役所は定点として毎年測定し、東部・西部地域については、隔年で測定を行い、平成18年度からは年2回の調査を実施してきました。平成26年度からは夏期と冬期の結果に差異が見られないことから、調査内容を年2回2地点から年1回3地点としました。

WHO（世界保健機関）の評価基準によると、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い」とされています。また、大気汚染防止法において定められた基準値は10本/Lとなっています。

これまでの調査結果は、これらの基準と比べ低い値となっています。

なお、平成28年度までは環境庁告示にもとづきアスベスト繊維数濃度を、平成29年度からはアスベストモニタリングマニュアルにもとづきアスベストを含む総繊維数濃度を調査しています。

(1) 平成29年度調査結果

(単位：本/L)

調査地点	調査日	濃度
		2.14
青梅市役所		<0.056
新町市民センター		<0.056
梅郷市民センター		0.056

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

(2) 過去の調査結果

(単位：本/L)

年 度	調査地点	調査結果	
		夏 期	冬 期
平成28年度	青梅市役所	<0.2	—
	新町市民センター	<0.2	—
	梅郷市民センター	<0.2	—
平成27年度	青梅市役所	—	<0.2
	新町市民センター	—	<0.2
	梅郷市民センター	—	<0.2
平成26年度	青梅市役所	<0.2	—
	新町市民センター	<0.2	—
	梅郷市民センター	<0.2	—
平成25年度	青梅市役所	<0.2	<0.2
	新町市民センター	<0.2	<0.2
平成24年度	青梅市役所	<0.2	<0.2
	梅郷市民センター	<0.2	<0.2

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

10 微小粒子状物質調査

微小粒子状物質とは、浮遊粒子状物質のうち直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。

市では、大気中の微小粒子状物質の濃度を把握するため、平成22年度から調査を始めました。なお、平成24年度から東京都が青梅市役所での測定を開始したため、青梅市役所における市の測定は終了しました。

(1) 平成29年度調査結果 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査期間	9.14~9.15
調査地点	8
新町市民センター	

※ μm はマイクロメートルと呼び、100万分の1mを表します。

※単位： μg はマイクログラムと呼び、100万分の1gを表します。

※環境基準（抜粋）…1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

※平成29年度の東京都が行った青梅市役所での測定値は1日平均値の年平均値が $10.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ で環境基準を達成していました。

(2) 過去の調査結果 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年 度	調査地点	調査期間	調査結果
平成28年度	新町市民センター	3.7~3.8	7.0
平成27年度	梅郷市民センター	2.23~2.24	17.5
平成26年度	新町市民センター	3.20~3.21	7.0
平成25年度	梅郷市民センター	8.14~8.15	30.4
平成24年度	新町市民センター	2.21~2.22	9.1

1.1 放射線量測定

東日本大震災の際、福島第一原子力発電所の事故により放出された、放射性物質による市内の環境の汚染状況の継続監視を行うため、空間放射線量の定期定点測定を実施しました。測定の結果、青梅市放射性物質対応指針に定めた除染基準値である $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えた地点はなく、一年を通じ大きな変化は見られませんでした。

(1) 平成29年度の測定結果

(単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$)

測定日 \ 測定地点	第二小学校	第五小学校	成木小学校	新町小学校
4.14	0.03	0.04	0.05	0.05
5.17	0.03	0.03	0.05	0.05
6.14	0.03	0.04	0.05	0.05
7.19	0.04	0.03	0.06	0.05
8.21	0.04	0.04	0.05	0.04
9.15	0.03	0.04	0.05	0.05
10.17	0.04	0.04	0.06	0.05
11.16	0.04	0.03	0.05	0.05
12.13	0.03	0.03	0.06	0.04
1.10	0.04	0.04	0.06	0.05
2.15	0.04	0.03	0.06	0.05
3.14	0.03	0.04	0.05	0.05

(2) 過去の測定結果（年平均値）

測定年度 \ 測定地点	第二小学校	第五小学校	成木小学校	新町小学校
平成29年度	0.04	0.04	0.05	0.05
平成28年度	0.04	0.04	0.06	0.05
平成27年度	0.04	0.04	0.06	0.05
平成26年度	0.04	0.04	0.06	0.05
平成25年度	0.04	0.04	0.06	0.05

II 河川等水質調査

1 河川の概要

(1) 水質汚濁にかかる環境基準

水質汚濁にかかる環境基準は、公害対策基本法にもとづき、昭和45年の閣議決定によって設定されました。さらに、近年の産業の多様化に対応できるよう、平成5年3月に環境基本法による「人の健康の保護に関する環境基準」が改正され、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等水質汚濁にかかる人の健康の保護に関する環境基準の15項目が追加されました。さらに平成11年にはふっ素、ほう素、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の3項目、平成21年には1,4-ジオキサンが追加されて現在に至っています。基準値について平成21年に1,1-ジクロロエチレン、平成23年にカドミウム、平成26年にトリクロロエチレンが改正され、下記の表のとおりとなっています。

人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム (Cd)	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン (CN)	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛 (Pb)	0.01 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
ひ素 (As)	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀 (T-Hg)	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀 (R-Hg)	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	ベンゼン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ふっ素	0.8 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下		

生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	6.5~8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A		2 以下			1,000 以下
B		3 以下		5,000 以下	
C	6.0~8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—
D		8 以下	100 以下		
E		10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	

市内の公共用水域の類型指定と達成期間

指 定 水 域	水域類型	達成期間	指 定 年 月 日
多摩川上流(1) (和田橋より上流)	AA	イ	平成10年 6月 1日 環境庁告示第27号
多摩川上流(2) (和田橋から拝島橋まで)	A	ハ	昭和45年 9月 1日 閣議決定
成木川(埼玉県境から上流)	A	イ	平成29年 3月17日 東京都告示第463号
黒沢川、霞川(埼玉県境から上流)	A	イ	平成29年 3月17日 東京都告示第463号

(達成期間)

イ … ただちに達成 ロ … 5年以内で可及的速やかに達成

ハ … 5年を超える期間で可及的速やかに達成

主な有害物質について

カドミウム (Cd)	顔料、光学ガラス製造工場などで使用されている。人体への影響としては、肺気腫、腎障害、肝障害をもたらし、また歯ぐきに黄色の着色を示したり、きゅう覚を失うような場合がある。
シアン (CN)	電気メッキ工場、熱処理工場などで使用されている。人体への影響は、数秒ないし数分程度で中毒症状が現われ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん等を起こし、死亡することもある。
鉛 (Pb)	顔料製造業、印刷工場などで使用されている。大量の鉛が体内に入ると急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが現われ、激しい胃腸炎とその結果起こるショックのため死亡することもある。
六価クロム (Cr ⁶⁺)	電気メッキ業、顔料製造業などで使用されているほか、冷却水の腐食抑制剤としても使われている。人体への影響としては、鼻炎、咽頭炎、鼻中隔穿孔、臓器障害などがあげられる。
ひ素 (As)	金属精錬、殺虫駆虫剤、染料、ガラス製造に使われている。体内に蓄積されやすく、おう吐、下痢、腹痛、肝炎の原因となり、接触すると皮膚炎や皮膚がんになる恐れがある。
全水銀 (T-Hg)	有機水銀化合物、無機水銀化合物、金属水銀、水銀イオンなどすべての形態の水銀の総量で、乾電池、無機薬品、計量器、合成触媒などに用いられる。大量に摂取すると、歯ぐきが腐り、血便が出る。
アルキル水銀 (R-Hg)	農薬等に以前使用されており、疲労感、記憶力の減退、指・手足のマヒ、運動失調、視聴覚の障害を招く。
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	絶縁性が高いなど電気的特性に優れ、かつ、熱、酸、アルカリなどに非常に強いため、絶縁油、熱媒体やノーカーボン紙溶剤などに広く用いられたが、昭和47年に生産が中止されている。人体影響としては、多様な皮膚障害、内臓諸器の障害、ホルモンのバランスのくずれ、末梢神経の伝達速度の遅延等がある。
窒素・リン (N・P)	ボイラーの清缶剤、酸洗い排水、肥料工場、食品工場の廃水に多く含まれている。また、有リン合成洗剤、し尿、生活排水、生ごみ等に多く含まれており、東京湾のような閉鎖性水域の富栄養化の原因となる。

水の汚れを見分けるモノサシ

p H (水素イオン濃度)	液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値。p H 7 が中性。それよりも数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性で、河川では通常 p H 6 ～ 8 の間にあることが望ましい。
B O D (生物化学的酸素要求量)	微生物が、水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するため必要とする酸素の量。河川の汚濁の度合いを示す代表的なもので、この数値が大きいのほど川は汚れていることになり、5 mg/L以下が望ましい。
S S (浮遊物質)	水中に浮いている不溶性の物質。川底にたまってヘドロになったり、魚介類に悪影響を及ぼす。河川では、通常 10 mg/L以下であることが望ましい。
D O (溶存酸素)	水中に溶けている酸素の量。酸素のない川や少ない川はいわば死んだ川で、多くの魚介類は生存できない。5 mg/L以上であることが望ましいとされている。
C O D (化学的酸素要求量)	水中の有機物を、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤を使って、二酸化炭素や水などを分解するために必要な酸素量。海面域や湖沼の汚染の度合いを示す代表的なもので、値が大きいのほど汚れていることになり、5 mg/L以下が望ましい。
M B A S (陰イオン界面活性剤)	主に合成洗剤に含まれる陰イオン界面活性剤がメチレンブルーと反応して生ずる錯体を抽出したもの。化学合成によって製造されるため分解されにくく、河川水中に含まれると発泡現象や生物体に影響を与える。
大腸菌群数	グラム陰性、孢子を作らず、乳糖を分解してガスを発生するすべての好気性および通性嫌気性桿菌を総称して大腸菌群という。これらの菌は人畜の糞尿等に広く分布し、これらの細菌が水から検出されることは、その水が人畜の糞便によって汚染されていることを示す。

(2) 河川の汚染状況

青梅市では、市内の公共用水域の水質状況の把握と河川の環境保全のため、毎年定期的に河川の水質調査を行うとともに、水質汚濁防止と監視のため、工場や事業所から公共用水域に排出される排出水の調査も行っています。また、有害物質等の蓄積を監視するため底質調査も行っています。

本市の河川の水質は、工場や事業所からの排水に起因する健康項目については、環境基準を達成していました。生活排水に起因する生活項目の1つである生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）についても、環境基準を達成していました。

(3) 主要河川の調査結果の概要

ア 多摩川

BODについて、本流2地点（御岳橋・多摩川橋）を前年と比較してみると、御岳橋では年平均値が前年度0.6 mg/L、今年度0.6 mg/Lでした。また、多摩川橋では年平均値が前年度0.6 mg/L以下、今年度0.6 mg/Lでした。

環境基準については、御岳橋AA類型BOD 1 mg/L以下、多摩川橋A類型BOD 2 mg/L以下で、両地点ともに達成していました。

健康項目については、本流の全測定地点において、環境基準を達成して
いました。

底質については、有害物質等の蓄積は見られませんでした。



御岳橋



多摩川橋

イ 成木川

BODについて、本流2地点（北小曾木川合流後・両郡橋[東京都調査]）
を前年と比較してみると、北小曾木川合流後では年平均値が前年度0.7
mg/L以下、今年度0.5 mg/Lでした。また、両郡橋では年平均値が前
年度0.6 mg/L、今年度0.7 mg/Lでした。

環境基準については、両地点ともA類型BOD 2 mg/L以下で、達成し
ていました。

健康項目については、本流の全測定地点において、環境基準を達成して
いました。

底質については、有害物質等の蓄積は見られませんでした。



北小曾木川合流後



両郡橋

ウ 黒沢川

BODについて、本流2地点（峯向橋・落合橋[東京都調査]）を前年と
比較してみると、峯向橋では年平均値が前年度1.0 mg/L、今年度1.
0 mg/Lでした。また、落合橋では年平均値が前年度0.7 mg/L、今年
度0.7 mg/Lでした。

環境基準については、両地点ともA類型BOD 2 mg/L以下で、達成し
ていました。

健康項目については、本流の全測定地点において、環境基準を達成して
いました。

底質については、有害物質等の蓄積は見られませんでした。



峯向橋



落合橋

エ 霞川

BODについて、本流2地点（城前橋・金子橋[東京都調査]）を前年度と比較してみると、城前橋では年平均値が前年度0.6 mg/L、今年度も0.5 mg/Lでした。また、金子橋では年平均値が前年度0.8 mg/L、今年度0.9 mg/Lでした。

環境基準については、両地点ともA類型BOD 2 mg/L以下で、共に達成していました。

健康項目については、本流の全測定地点において、環境基準を達成していました。

底質については、有害物質等の蓄積はみられませんでした。



城前橋



金子橋

※ 市内地下水調査

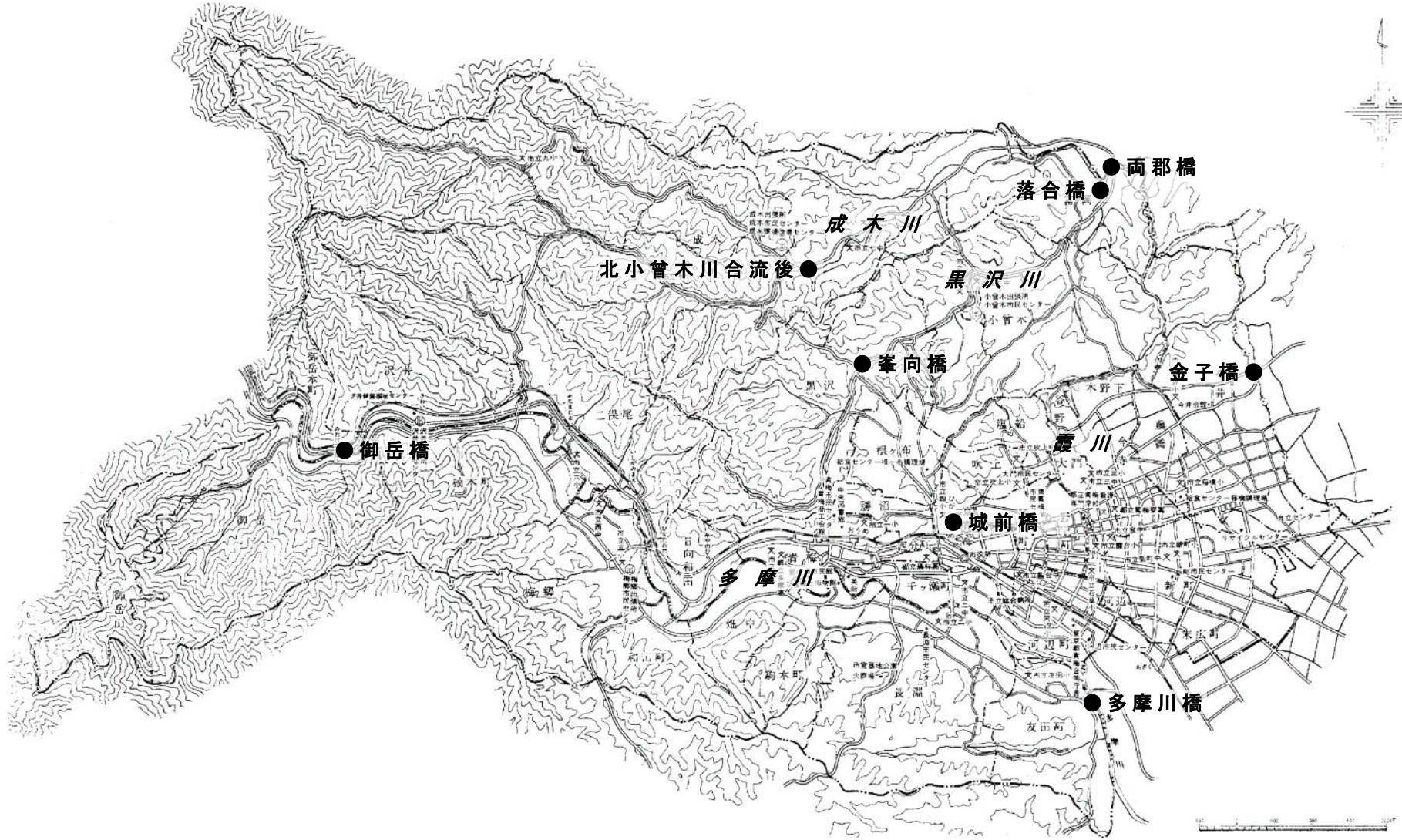
環境調査のため、3か所の井戸で地下水調査を実施しました。

平成29年度の調査では、採水、分析した結果、カドミウム等重金属類の有害物質は検出されませんでした。

※ 事業所水質調査

水質汚濁防止と監視のため、工場や事業所から公共用水域に排出される排水の調査を行っており、平成29年度は22事業所に立ち入り、排水調査を実施しました。

河川水質調査地図



2 調査結果（年平均）

河川区分(類型)		多摩川本流(AA)		多摩川本流(A)			多摩川支流(なし)				
調査地点		御岳橋	神代橋	万年橋	下奥多摩橋	多摩川橋	平溝川	平溝川上流	町屋川	釜の淵排水口	田端川
現場測定項目	採取位置	右岸	右岸	左岸	右岸	流心	流心	流心	流心	流心	流心
	採取水深	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
	気温 (°C)	16.4	20.4	19.7	18.8	17.3	8.6	30.0	29.5	26.2	24.6
	水温 (°C)	13.3	15.8	17.5	15.5	14.0	7.2	24.0	23.5	20.9	23.5
	透視(明)度 (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
生活環境項目	pH	7.3	8.1	8.1	8.3	7.4	7.8	7.5	7.7	7.6	7.6
	DO (mg/l)	10.9				10.7					
	BOD (mg/l)	0.6				0.6					
	COD (mg/l)					0.8					
	SS (mg/l)	<1				3					
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	465	125	315	1015	463	490	790	790		
	全窒素 (mg/l)					0.82					
全りん (mg/l)					0.010						
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003				<0.0003				<0.0003	<0.0003
	全シアン (mg/l)	<0.01				<0.01				<0.01	<0.01
	鉛 (mg/l)	<0.001				<0.001				<0.001	<0.001
	六価クロム (mg/l)					<0.01					
	ひ素 (mg/l)	<0.001				<0.001				<0.001	<0.001
	全水銀 (mg/l)	<0.0005				<0.0005				<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀 (mg/l)					<0.0005					
	PCB (mg/l)					<0.0005					
その他の項目	1,4-ジオキサン (mg/l)					<0.005					
	全クロム (mg/l)	<0.01				<0.01				<0.01	<0.01
	MBAS (mg/l)	<0.02				<0.02					
	アンモニウム性窒素 (mg/l)	0.05				0.03				0.04	0.03
	りん酸性りん (mg/l)	0.006				0.007				0.039	0.036
	弱酸性窒素及び亜弱酸性窒素 (mg/l)					0.588					
	ふっ素 (mg/l)					0.03					
	ほう素 (mg/l)					0.01					
	亜鉛 (mg/l)					0.014					
	ノニルフェノール (mg/l)					<0.00006					
LAS (mg/l)					<0.0006						
追加15項目					不検出						

※追加15項目：ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン

河川区分(類型)		多摩川支流(なし)						成木川本流(A)		
調査地点		清見川	清見川上流	霞台放流渠	鷲巣川	四谷川	大荷田川	山神橋	梅ヶ平	北小曾本川 合流前
現場測定項目	採取位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
	採取水深	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
	気温 (°C)	26.1	24.5	27.0	22.4	24.6	21.6	31.0	9.0	19.0
	水温 (°C)	21.0	20.8	20.4	18.7	20.2	19.3	25.0	7.0	18.3
	透視(明)度 (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
生活環境項目	pH	7.8	7.5	7.1	7.9	7.9	7.4	7.8	7.8	8.2
	DO (mg/l)	9.1			9.1	10.9	10.1			
	BOD (mg/l)	<0.5			0.6	0.6	0.5			
	COD (mg/l)									
	SS (mg/l)	<1			1	<1	<1			
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	330			4500		4300	1100	110	4115
	全窒素 (mg/l)									
全りん (mg/l)										
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003			
	全シアン (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			
	鉛 (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
	ひ素 (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
	全水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
その他の項目	全クロム (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			
	MBAS (mg/l)									
	アンモニウム性窒素 (mg/l)	0.03	0.02	0.01	<0.01	0.09	0.02			
	りん酸性りん (mg/l)	0.050	0.012	0.028	0.037	0.034	0.037			

河川区分(類型)		成木川本流 (A)			成木川支流 (なし)		黒沢川本流 (A)			
調査地点		北小曾木川 合流後	直竹川合流前	黒沢川合流前	北小曾木川	二本竹川	大熊神社前	峯向橋	鉄平橋	第六中学校前
現場測定項目	採取位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
	採取水深	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
	気温 (°C)	15.8	20.7	20.3	29.0	18.7	22.9	17.9	25.0	22.9
	水温 (°C)	13.4	17.6	18.2	27.0	13.3	18.7	15.1	20.3	19.7
	透視(明)度 (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
生活環境項目	pH	7.6	8.2	7.9	8.3	7.5	7.8	7.7	8.2	8.7
	DO (mg/l)	9.5				9.1	9.4	10.7	10.0	9.9
	BOD (mg/l)	0.5				<0.5	0.6	1.0	0.6	0.6
	COD (mg/l)									
	SS (mg/l)	1				<1	1	<1	1	1
	大腸菌群数 (MPN/100ml)		3100	8650	7000	790	7150	10150		7950
	全窒素 (mg/l)									
全りん (mg/l)										
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003		<0.0003				<0.0003		
	全シアン (mg/l)	<0.01		<0.01				<0.01		
	鉛 (mg/l)	<0.001		<0.001				<0.001		
	ひ素 (mg/l)	<0.001		<0.001				<0.001		
	全水銀 (mg/l)	<0.0005		<0.0005				<0.0005		
その他の項目	全クロム (mg/l)	<0.01		<0.01				<0.01		
	MBAS (mg/l)	<0.02		<0.02				<0.02		
	アンモニア性窒素 (mg/l)	0.04		0.05						
	りん酸性りん (mg/l)	0.018		0.031				0.028		

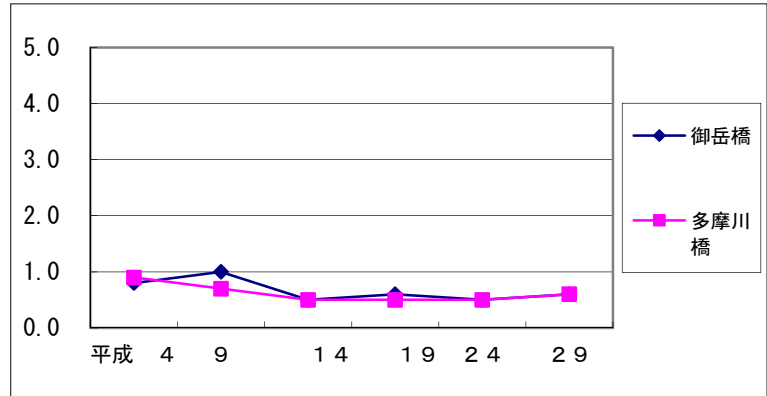
河川区分(類型)		黒沢川支流 (なし)			霞川本流(A)	霞川支流 (なし)		
調査地点		黒沢1丁目 地内水塔	日原沢	小布市川	城前橋	勝沼小曾木	根ヶ布川	矢端川
現場測定項目	採取位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
	採取水深	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
	気温 (°C)	24.5	18.5	23.4	17.4	32.0	31.0	15.6
	水温 (°C)	21.0	13.7	18.5	16.3	27.0	27.1	14.5
	透視(明)度 (cm)	>50	>50	>50	>50	50	50	>50
生活環境項目	pH	8.1	7.7	7.6	7.7	8.2	8.2	7.5
	DO (mg/l)		10.3	6.7	10.1	9.0	8.3	10.9
	BOD (mg/l)		0.7	0.5	0.5	<0.5	0.5	0.8
	COD (mg/l)							
	SS (mg/l)		<1	<1	1	<1	1	1
	大腸菌群数 (MPN/100ml)			8650	4600			
	全窒素 (mg/l)							
全りん (mg/l)								
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003			<0.0003		<0.0003	<0.0003
	全シアン (mg/l)	<0.01			<0.01		<0.01	<0.01
	鉛 (mg/l)	<0.001			<0.001		<0.001	<0.001
	ひ素 (mg/l)	<0.001			<0.001		<0.001	<0.001
	全水銀 (mg/l)	<0.0005			<0.0005		<0.0005	<0.0005
その他の項目	全クロム (mg/l)	<0.01			<0.01		<0.01	<0.01
	MBAS (mg/l)				<0.02			<0.02
	アンモニア性窒素 (mg/l)	0.05			0.05		0.03	0.03
	りん酸性りん (mg/l)	0.072			0.004		0.013	0.01

3 BOD経年変化（数値は年平均値）

○ 多摩川

（単位：mg/l）

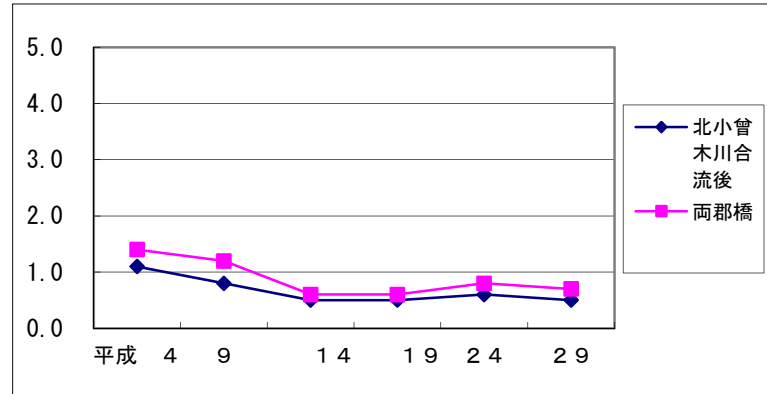
年度	御岳橋	多摩川橋
平成 4	0.8	0.9
9	1.0	0.7
14	0.5	0.5
19	0.6	0.5
24	0.5	0.5
29	0.6	0.6
現在の環境基準	1 mg/l 以下	2 mg/l 以下



○ 成木川

（単位：mg/l）

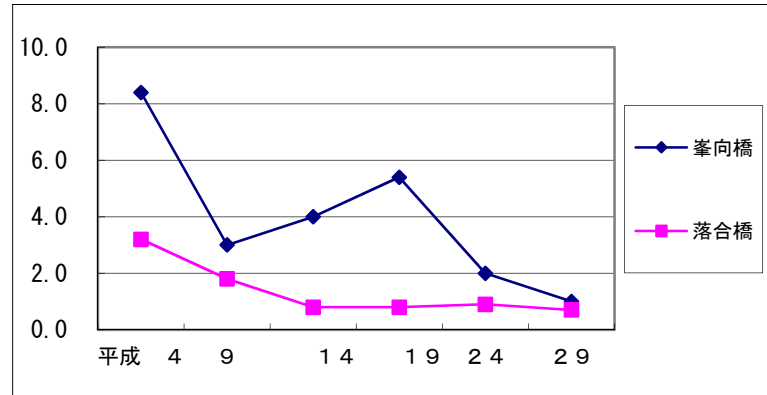
年度	北小曾木川合流後	両郡橋
平成 4	1.1	1.4
9	0.8	1.2
14	0.5	0.6
19	0.5	0.6
24	0.6	0.8
29	0.5	0.7
現在の環境基準	2 mg/l 以下	2 mg/l 以下



○ 黒沢川

（単位：mg/l）

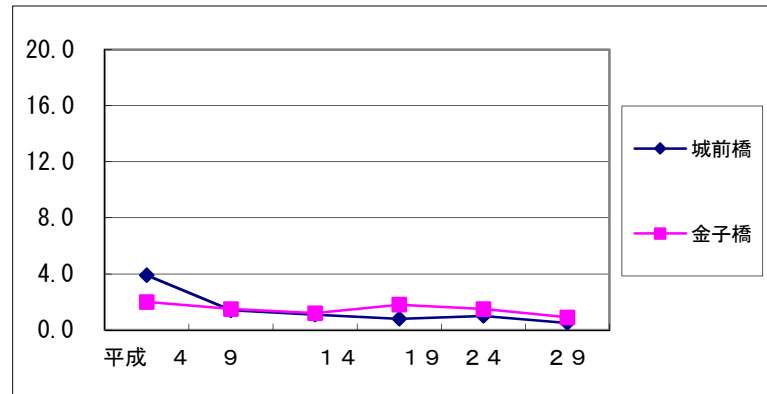
年度	峯向橋	落合橋
平成 4	8.4	3.2
9	3.0	1.8
14	4.0	0.8
19	5.4	0.8
24	2.0	0.9
29	1.0	0.7
現在の環境基準	2 mg/l 以下	2 mg/l 以下



○ 霞川

（単位：mg/l）

年度	城前橋	金子橋
平成 4	3.9	2.0
9	1.4	1.5
14	1.1	1.2
19	0.8	1.8
24	1.0	1.5
29	0.5	0.9
現在の環境基準	2 mg/l 以下	2 mg/l 以下



4 藻類・底生生物調査結果

調査目的：アユの餌となる付着藻類の現状把握のため、年3回、市内の多摩川の3か所において調査を実施しました。また併せて年1回、市民球技場において底生生物および川石の付着物の定性分析を追加実施しました。経年変化の確認のため、10年間の分析資料から底生生物、付着藻類について出現種を分類学的に集計し水質判定を行ったところ、年間変動に規則性は見られず、付着藻類や水生昆虫、魚類などの生物量が多く、アユも生息するきれいな水域であるとの結果でした。

調査日：平成29年4月25日、9月5日、平成30年2月6日

調査地点：市内多摩川3か所（市民球技場、和田橋、楓橋）

- 調査項目：(1) 乾燥重量（採取した検体を乾燥させて計測したもの）
 (2) 強熱減量（採取した検体をガスバーナーで加熱して、無くなった値＝藻類などの有機物量）
 (3) 灰分率（無機物の割合）
 (4) クロロフィル a（水中の植物プランクトンの量）
 (5) 付着藻類同定調査
 (6) 底生生物同定調査
 (7) 定性分析

(1) 灰分等調査結果

調査地点、調査項目		調査日		
		4月25日	9月5日	2月6日
市民球技場	乾燥重量 (mg)	13.0	16.5	12.2
	強熱減量 (wt%)	53.3	53.3	53.2
	灰分 (wt%)	46.7	46.7	46.8
	クロロフィル a ($\mu\text{g}/\text{cm}^2$)	5.3	5.5	4.0
和田橋	乾燥重量 (mg)	16.3	21.4	17.5
	強熱減量 (wt%)	50.9	64.3	58.6
	灰分 (wt%)	49.1	35.7	41.4
	クロロフィル a ($\mu\text{g}/\text{cm}^2$)	4.5	6.5	5.3
楓橋	乾燥重量 (mg)	8.8	8.9	7.6
	強熱減量 (wt%)	50.8	46.1	52.8
	灰分 (wt%)	49.2	53.9	47.2
	クロロフィル a ($\mu\text{g}/\text{cm}^2$)	3.5	4.4	4.3

(2) 付着藻類調査結果 (調査日:平成29年4月25日)

ア 出現種一覧

単位:細胞数/1mm²

No.	類	種名		市民球技場	和田橋	楓橋
		学名	和名			
				2017年4月25日		
1	藍藻類	<i>Homoeothrix janthina</i> *	ヒョウトランソウ	1,620	285	480
2		<i>Phormidium</i> spp. *	サユモ	276	266	48
3		<i>Chamaesiphon minutus</i>	コンボウランソウ	480	95	360
4	渦鞭毛藻類	<i>Peridinium</i> sp.	ペリデーニウム		19	12
5	珪藻類	<i>Cyclotella</i> sp.	ヒメマルケイソウ			12
6		<i>Melosira varians</i>	チャツツケイソウ		38	12
7		<i>Diatoma mesodon</i>	イタケイソウ			24
8		<i>Diatoma vulgare</i>	イタケイソウ	12	114	216
9		<i>Hannaea arcus</i> var. <i>recta</i>	ハラケイソウ		19	156
10		<i>Ulnaria inaequalis</i>	ハリケイソウ	996	494	1,464
11		<i>Ulnaria pseudogailonii</i>	ハリケイソウ		19	12
12		<i>Ulnaria ulna</i>	ハリケイソウ	12	19	24
13		<i>Amphora pediculus</i>	ニセクチビルケイソウ		38	
14		<i>Cymbella janischii</i>	クチビルケイソウ	36	57	36
15		<i>Cymbella tumida</i>	クチビルケイソウ			12
16		<i>Cymbella turgidula</i> var. <i>nipponica</i>	クチビルケイソウ	2,184	1,140	120
17		<i>Encyonema minutum</i>	ハラミクチビルケイソウ	264	285	684
18		<i>Encyonema silesiacum</i>	ハラミクチビルケイソウ	1,440	1,615	2,460
19		<i>Gomphonema minuta</i>	クサビフネケイソウ	24	19	24
20		<i>Gomphonema clavatum</i>	クサビケイソウ			636
21		<i>Navicula tripunctata</i>	フネケイソウ		19	
22		<i>Rhoicosphenia abbreviata</i>	マカリクサビケイソウ	12		12
23		<i>Achnanthydium convergens</i>	ツメワカケイソウ	72	95	540
24		<i>Achnanthydium minutissimum</i>	ツメワカケイソウ		38	24
25	<i>Achnanthydium pyrenaicum</i>	ツメワカケイソウ	35,940	23,579	7,440	
26	<i>Cocconeis pediculus</i>	コバンケイソウ	12	19	12	
27	<i>Cocconeis placentula</i>	コバンケイソウ	12	19	36	
28	<i>Nitzschia dissipata</i>	ササハケイソウ			48	
29	<i>Nitzschia fonticola</i>	ササハケイソウ	300	1,254	552	
30	緑藻類	<i>Scenedesmus</i> spp.	イカダモ	48		
31		<i>Ulothrix zonata</i>	ヒビミドロ	60	76	48
32		<i>Cladophora crispata</i>	シオグサ		19	

イ 出現種の分類学的集計結果

分類	調査地点		
	市民球技場	和田橋	楓橋
藍藻類 <i>Cyanophyceae</i>	3種	3種	3種
渦鞭毛藻類 <i>Dinophyceae</i>	0種	1種	1種
緑藻類 <i>Chlorophyceae</i>	2種	2種	1種
珪藻類 <i>Bacillaroophyceae</i>	14種	19種	23種
種数合計	19種	25種	28種
細胞数合計 (1 mm ² 当たり)	43800	29640	15504

ウ 付着藻類の優占種と優占度

調査地点	市民球技場	和田橋	楓橋
優占種 (優占度%)	<i>Achnantheidium pyrenaicum</i> ツメワカレケイソウ (82.1%)	<i>Achnantheidium pyrenaicum</i> ツメワカレケイソウ (79.6%)	<i>Achnantheidium pyrenaicum</i> ツメワカレケイソウ (48.0%)
第2位優占種 (優占度%)	<i>Cymbella turgidula</i> var. <i>nipponica</i> クチビルケイソウ (5.0%)	<i>Encyonema silesiacum</i> ハラミクチビルケイソウ (5.4%)	<i>Encyonema silesiacum</i> ハラミクチビルケイソウ (15.9%)
第3位優占種 (優占度%)	<i>Homoeothrix janthina</i> ビロウドランソウ (3.7%)	<i>Nitzschia fonticola</i> ササノハケイソウ (4.2%)	<i>Ulanaria inaequalis</i> ハリケイソウ (9.4%)

(3) 付着藻類調査結果 (調査日:平成29年9月5日)

ア 出現種一覧

単位:細胞数/1mm²

No.	類	種名		市民球技場	和田橋	楓橋
		学名	和名			
1	藍藻類	<i>Homoeothrix janthina</i> *	ヒョウトランソウ	13,680	6,960	3,800
2		<i>Phormidium</i> spp. *	サヤコモ	360	96	
3		<i>Chamaesiphon minutus</i>	コンボウランソウ		720	
4	珪藻類	<i>Melosira varians</i>	チャヅツケイソウ	72	24	19
5		<i>Diatoma vulgare</i>	イタケイソウ	48	192	19
6		<i>Fragilaria capitellata</i>	ホビケイソウ	360	48	
7		<i>Fragilaria capucina</i>	ホビケイソウ			76
8		<i>Fragilaria crotonensis</i>	ホビケイソウ			38
9		<i>Fragilaria vaucheriae</i>	ホビケイソウ		120	76
10		<i>Ulnaria inaequalis</i>	ハリケイソウ	552	312	361
11		<i>Ulnaria pseudogailonii</i>	ハリケイソウ	24	24	19
12		<i>Ulnaria ulna</i>	ハリケイソウ	24	24	19
13		<i>Cymbella aspera</i>	クチビルケイソウ		24	
14		<i>Cymbella janischii</i>	クチビルケイソウ	24	72	
15		<i>Cymbella tumida</i>	クチビルケイソウ	24		
16		<i>Cymbella turgidula</i> var. <i>nipponica</i>	クチビルケイソウ	312	264	76
17		<i>Cymbella turgidula</i> var. <i>turgidula</i>	クチビルケイソウ	192	144	
18		<i>Encyonema leei</i>	ハラミクチビルケイソウ	96		
19		<i>Encyonema minutum</i>	ハラミクチビルケイソウ	24	96	38
20		<i>Encyonema silesiacum</i>	ハラミクチビルケイソウ	96	48	76
21		<i>Gomphoneis heterominuta</i>	クサビフネケイソウ	48	72	57
22		<i>Gomphoneis minuta</i>	クサビフネケイソウ	48	24	19
23		<i>Gomphoneis okunoi</i>	クサビフネケイソウ		24	38
24		<i>Gomphonema clavatum</i>	クサビケイソウ	24	72	
25		<i>Navicula capitatoradiata</i>	フネケイソウ	48	48	19
26		<i>Navicula cryptotenella</i>	フネケイソウ	48	24	38
27		<i>Navicula nipponica</i>	フネケイソウ	24		
28		<i>Navicula phyllepta</i>	フネケイソウ	720	648	247
29		<i>Navicula slesvicensis</i>	フネケイソウ		24	
30		<i>Navicula subalpina</i>	フネケイソウ	48	24	
31		<i>Navicula tripunctata</i>	フネケイソウ	24		
32		<i>Navicula yuraensis</i>	フネケイソウ	48	48	
33		<i>Navicula</i> sp.	フネケイソウ	648	192	114
34		<i>Reimeria sinuata</i>	カイコマケイソウ			114
35		<i>Rhoicosphenia abbreviata</i>	マカリックサビケイソウ	48	24	
36		<i>Achnantheidium convergens</i>	ツメワカレケイソウ	4,320	2,160	1,995
37		<i>Achnantheidium minutissimum</i>	ツメワカレケイソウ	48	192	133
38		<i>Achnantheidium pyrenaicum</i>	ツメワカレケイソウ	1,128	3,840	2,185
39		<i>Cocconeis pediculus</i>	コバンケイソウ	24		
40		<i>Cocconeis placentula</i>	コバンケイソウ	24	24	19
41		<i>Nitzschia dissipata</i>	ササノケイソウ	144	408	342
42	<i>Nitzschia frustulum</i>	ササノケイソウ	264	240	570	

No.	類	種 名		市民球技場	和田橋	楓橋
		学 名	和 名			
				2017年9月5日		
43	緑藻類	<i>Stigeoclonium</i> sp.	キヌトドロ		72	190
44		<i>Cladophora crispata</i>	シガサ	24	48	
45		<i>Closterium</i> sp.	シガサ			19
46		<i>Cosmarium</i> sp.	ツヅミ	24		

イ 出現種の分類学的集計結果

分 類	調査地点	市民球技場	和田橋	楓 橋
藍藻類 <i>Blue-green Algae</i>		2種	3種	1種
渦鞭毛藻類 <i>Dinophyceae</i>		0種	0種	0種
緑藻類 <i>Green Algae</i>		2種	2種	2種
珪藻類 <i>Diatoms</i>		32種	31種	25種
種数合計		36種	36種	28種
細胞数合計 (1 mm ² 当たり)		23664	17376	10716

ウ 付着藻類の優占種と優占度

調査地点	市民球技場	和田橋	楓 橋
優占種 (優占度%)	<i>Homoeothrix janthina</i> ビロウドランソウ (57.8%)	<i>Homoeothrix janthina</i> ビロウドランソウ (40.1%)	<i>Homoeothrix janthina</i> ビロウドランソウ (35.5%)
第2位優占種 (優占度%)	<i>Achnanthydium convergens</i> ツメワカレケイソウ (18.3%)	<i>Achnanthydium pyrenaicum</i> ツメワカレケイソウ (22.1%)	<i>Achnanthydium pyrenaicum</i> ツメワカレケイソウ (20.4%)
第3位優占種 (優占度%)	<i>Achnanthydium pyrenaicum</i> ツメワカレケイソウ (9.8%)	<i>Achnanthydium convergens</i> ツメワカレケイソウ (12.4%)	<i>Achnanthydium convergens</i> ツメワカレケイソウ (18.6%)

(4) 付着藻類調査結果 (調査日:平成30年2月6日)

ア 出現種一覧

単位:細胞数/1mm²

No.	類	種名		市民球技場	和田橋	楓橋
		学名	和名			
		2018年2月6日				
1	藍藻類	<i>Homoeothrix janthina</i> *	ヒロウトランソウ	360	406	144
2		<i>Phormidium</i> spp. *	サユモ	144	116	24
3		<i>Chamaesiphon minutus</i>	コンボウランソウ	192		
4	黄金色藻類	<i>Hydrurus foetidus</i>	ミスオ	2,400	348	2,640
5	珪藻類	<i>Melosira varians</i>	チャツツケイソウ		464	72
6		<i>Diatoma mesodon</i>	イタケイソウ	24	174	120
7		<i>Diatoma vulgare</i>	イタケイソウ	96	870	48
8		<i>Fragilaria capitellata</i>	ホビケイソウ	240	174	48
9		<i>Fragilaria capucina</i>	ホビケイソウ	48		
10		<i>Fragilaria rumpens</i>	ホビケイソウ		58	48
11		<i>Fragilaria vaucheriae</i>	ホビケイソウ	144	232	144
12		<i>Hannaea arcus</i> var. <i>recta</i>	ハラケイソウ	72	232	72
13		<i>Tabellaria flocculosa</i>	ヌカダケイソウ	24		
14		<i>Ulnaria inaequalis</i>	ハリケイソウ	1,200	4,350	1,680
15		<i>Ulnaria ulna</i>	ハリケイソウ	24	58	24
16		<i>Amphora pediculus</i>	ニセチビルケイソウ	144	232	48
17		<i>Cymbella janischii</i>	クチビルケイソウ	24	58	24
18		<i>Cymbella turgidula</i> var. <i>nipponica</i>	クチビルケイソウ	2,640	8,294	216
19		<i>Encyonema minutum</i>	ハラミクチビルケイソウ	240	1,450	240
20		<i>Encyonema silesiacum</i>	ハラミクチビルケイソウ	1,416	348	120
21		<i>Gomphoneis minuta</i>	クサビフネケイソウ	96	1,160	192
22		<i>Gomphoneis okunoi</i>	クサビフネケイソウ	312	754	1,008
23		<i>Navicula cryptocephala</i>	フネケイソウ			48
24		<i>Navicula cryptotenella</i>	フネケイソウ		116	
25		<i>Navicula gregaria</i>	フネケイソウ	24		
26		<i>Navicula pseudacceptata</i>	フネケイソウ			48
27		<i>Navicula tripunctata</i>	フネケイソウ	24	58	48
28		<i>Navicula</i> sp.	フネケイソウ	24		24
29		<i>Reimeria sinuata</i>	カイコマケイソウ	48		240
30		<i>Achnanthydium convergens</i>	ツメワカケイソウ	1,680	232	120
31		<i>Achnanthydium minutissimum</i>	ツメワカケイソウ	192	290	288
32		<i>Achnanthydium pyrenaicum</i>	ツメワカケイソウ	5,520	16,414	9,432
33		<i>Cocconeis pediculus</i>	コバンケイソウ	48		
34		<i>Cocconeis placentula</i>	コバンケイソウ		58	
35	<i>Nitzschia dissipata</i>	ササハケイソウ		174	456	
36	<i>Nitzschia fonticola</i>	ササハケイソウ	4,080	1,305	12,360	
37	<i>Nitzschia linearis</i>	ササハケイソウ		58		
38	緑藻類	<i>Ulothrix zonata</i>	ヒビミドロ	1,920	9,280	192
39		<i>Stigeoclonium</i> sp.	キヌミドロ			72

イ 出現種の分類学的集計結果

調査地点 分類	市民球技場	和田橋	楓橋
藍藻類 <i>Blue-green Algae</i>	3種	2種	3種
黄金色藻類 <i>Chrysophyceae</i>	1種	1種	1種
緑藻類 <i>Green Algae</i>	1種	1種	2種
珪藻類 <i>Diatoms</i>	25種	25種	26種
種数合計	30種	29種	31種
細胞数合計 (1 mm ² あたり)	23400	47763	30240

ウ 付着藻類の優先種と優先度

調査地点	市民球技場	和田橋	楓橋
優占種 (優占度%)	<i>Achnanthydium pyrenaicum</i> ツメワカレケイソウ (23.6%)	<i>Achnanthydium pyrenaicum</i> ツメワカレケイソウ (34.4%)	<i>Nitzschia fonticola</i> ササノハケイソウ (40.9%)
第2位優占種 (優占度%)	<i>Nitzschia fonticola</i> ササノハケイソウ (17.4%)	<i>Ulothrix zonata</i> ヒビミドロ (19.4%)	<i>Achnanthydium pyrenaicum</i> ツメワカレケイソウ (31.2%)
第3位優占種 (優占度%)	<i>Cymbella turgidula</i> var. <i>nipponica</i> クチビルケイソウ (11.3%)	<i>Cymbella turgidula</i> var. <i>nipponica</i> クチビルケイソウ (17.4%)	<i>Hydrurus foetidus</i> ミズオ (8.7%)

(5) 底生生物調査結果 (調査日：平成29年9月5日)

ア 出現種一覧

単位：個体数/25cm×25cm×1回当たり

分類	調査地点	市民球技場
水生昆虫 蜉蝣目		
1 ヒメトビイロカゲロウ <i>Choroterpes altioculus</i>		33
2 モンカゲロウ <i>Ephemera strigate</i>		8
3 ヒメシロカゲロウ属の一種 <i>Caenis</i> sp.		5
4 ヨシノマダラカゲロウ <i>Drunella ishiyamana</i>		1
5 クシゲマダラカゲロウ <i>Ephemerella setigera</i>		4
6 マダラカゲロウ属の一種 <i>Ephemerella</i> sp.		7
7 アカマダラカゲロウ <i>Uracanthella punctisetae</i>		4
8 エラブタマダラカゲロウ <i>Torleya japonica</i>		21
9 フタモンコカゲロウ <i>Baetis taiwanensis</i>		17
10 Dコカゲロウ <i>Nigrobaetis</i> sp. D		12
11 コバネヒゲトガリコカゲロウ <i>Tenuibaetis parvipterus</i>		5
12 タニガワカゲロウ属の一種 <i>Ecdyonurus</i> sp.		4
13 エルモンヒラタカゲロウ <i>Epeorus latifolium</i>		4
14 ヒラタカゲロウ属の一種 <i>Epeorus</i> sp.		1
セキ翅目 (カワゲラ)		
15 カミムラカワゲラ <i>Kamimuria tibialis</i>		2
16 カワゲラ科 <i>Perlidae</i>		1
毛翅目 (トビケラ)		
17 ヒゲナガカワトビケラ <i>Stenopsyche marmorata</i>		6
18 ヤマトトビケラ属の一種 <i>Glossosoma</i> sp.		2
19 ムナグロナガレトビケラ <i>Rhyacophila nigrocephala</i>		1
20 カクツツトビケラ属の一種 <i>Lepidostoma</i> sp.		5
21 セトトビケラ属の一種 <i>Setodes</i> sp.		2
鞘翅目 (コウチュウ)		
22 シジミガムシ属の一種 <i>Laccobius</i> sp.		1
23 ヒメドロムシ亜科 <i>Elminae</i>		8
24 マルヒラタドロムシ属の一種 <i>Eubrianax</i> sp.		2
双翅目 (ハエ)		
25 ウスバガガンボ属の一種 <i>Antocha</i> sp.		12
26 エダゲヒゲユスリカ属の一種 <i>Cladotanytarsus</i> sp.		10
27 ツヤユスリカ属の一種 <i>Cricotopus</i> sp.		9
28 スジカマガタユスリカ属の一種 <i>Demicryptochironomus</i> sp.		3
29 ハモンユスリカ属の一種 <i>Polypedilum</i> sp.		3
30 サワユスリカ属の一種 <i>Potthastia</i> sp.		13
31 スカユスリカ属の一種 <i>Thienemanniella</i> sp.		4
32 エリユスリカ亜科 <i>Orthocladiinae</i>		6
33 モンユスリカ亜科 <i>Tanypodinae</i>		5
34 オドリバエ科 <i>Empididae</i>		1
扁形動物		
35 三岐腸目 <i>Tricladida</i>		16
紐形動物		
36 ミミズヒモムシ属の一種 <i>Prostoma</i> sp.		1

軟体動物	
37 モノアラガイ科 <i>Lymnaeidae</i>	1
環形動物	
38 ミズミズ科 <i>Naididae</i>	16
節足動物	
39 ダニ目 <i>Acarina</i>	3

イ 出現種の分類学的集計結果

分類	調査地点	
		市民球技場
水生昆虫	粘管目	0種
	蜉蝣目 (カゲロウ)	14種
	蜻蛉目 (トンボ)	0種
	積翅目 (カワゲラ)	2種
	半翅目	0種
	広翅目	0種
	毛翅目 (トビケラ)	5種
	鞘翅目	3種
	双翅目	10種
腔腸動物	0種	
紐形動物	1種	
扁形動物	1種	
袋形動物	0種	
軟体動物	1種	
環形動物	1種	
節足動物	1種	
その他	0種	
種数合計	39種	
細胞数合計 (25cm×25cm×1 回当たり)	259	

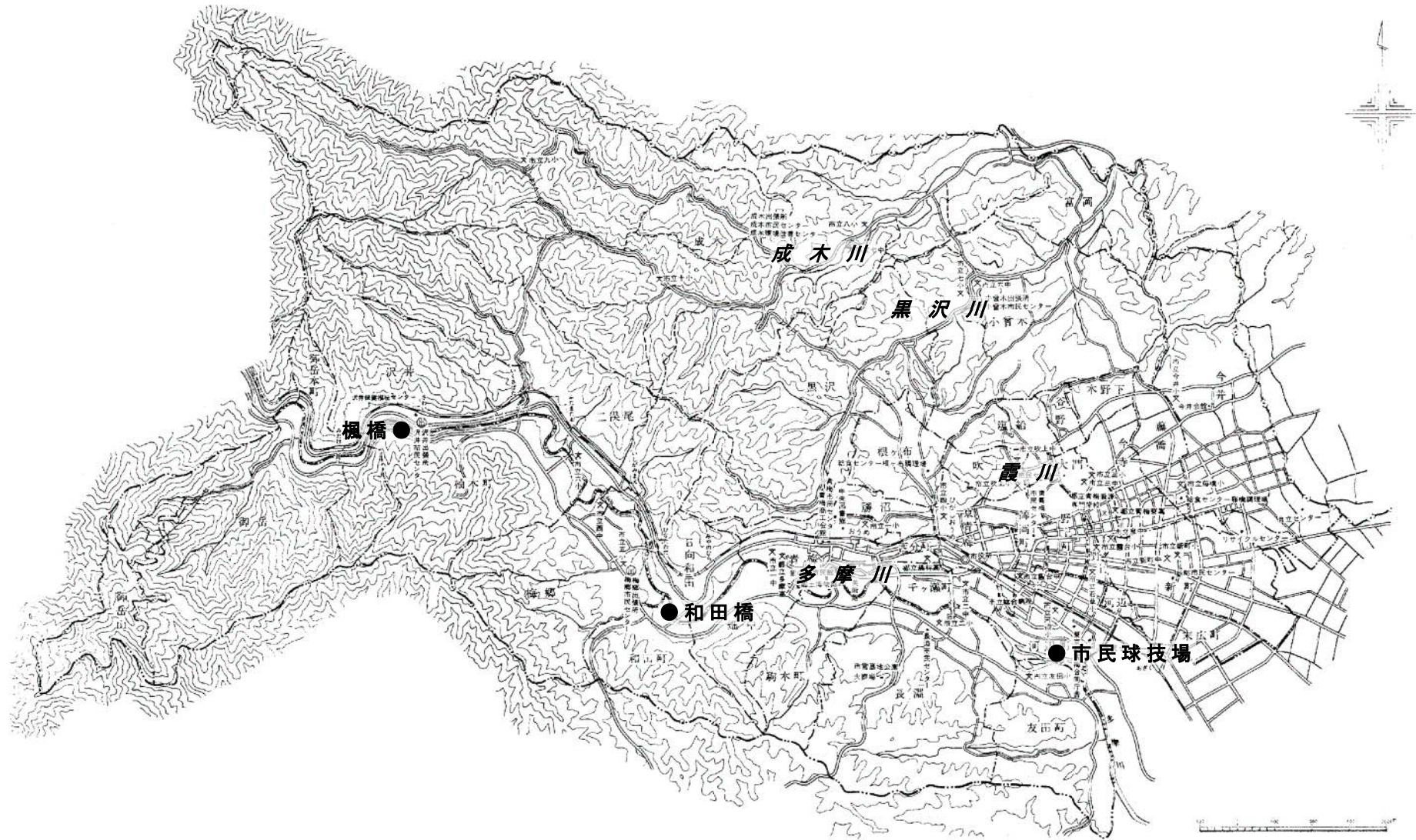
ウ 底生生物の優占種と優占度

調査地点	市民球技場
優占種 (優占度%)	<i>Choroterpes altioculus</i> ヒメトビイロカゲロウ (12.7%)
第2位優占種 (優占度%)	<i>Torleya japonica</i> エラブタマダラカゲロウ (8.1%)
第3位優占種 (優占度%)	<i>Baetis taiwanensis</i> フタモンコカゲロウ (6.6%)

(6) 定性分析結果 (調査日：平成29年9月5日)

調査地点	市民球技場
確認された主な鉱物	石英
	白雲母

藻類・底生生物調査地図



5 ダイオキシン類調査結果（東京都調査）

1 河川

(1) 水質

単位：pg-TEQ/L

調査地点	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均
多摩川（和田橋）	0.068	0.062	0.065				0.062	0.062	0.062				0.055	0.048	0.052			
成木川（両郡橋）		0.066	0.066					0.063	0.063					0.057	0.057			
黒沢川（落合橋）				0.067	0.33	0.20				0.068	0.069	0.069				0.083	0.074	0.079
霞川（金子橋）	0.079	0.17	0.12				0.068	0.066	0.067				0.09	0.055	0.073			

※環境基準：1pg-TEQ/L 平成22年度から成木川（両群橋）における調査は年1回となった。

(2) 底質

単位：pg-TEQ/g

調査地点	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
多摩川（和田橋）	0.21		0.21		0.21	
成木川（両郡橋）	0.50		0.27		0.24	
黒沢川（落合橋）		0.50		0.37		0.61
霞川（金子橋）	1.8		0.70		1.0	

※環境基準：150pg-TEQ/g

2 土壌

単位：pg-TEQ/g

調査地点	調査年度	測定結果
大門3丁目	平成13年度	120
長淵6丁目	平成13年度	52
河辺町8丁目	平成15年度	17
沢井2丁目	平成15年度	0.26
成木4丁目	平成15年度	32
河辺小学校	平成20年度	0.18
天ヶ瀬町	平成25年度	1.6
柚木町1丁目	平成27年度	6.5

※環境基準：1,000pg-TEQ/g

平成12, 14, 16～19, 21～24, 26, 28, 29年度は青梅市内調査なし

3 地下水

単位：pg-TEQ/L

調査地点	調査年度	測定結果
駒木町1丁目	平成11年度	0.076
御岳2丁目	平成12年度	0.069
沢井2丁目	平成12年度	0.073
黒沢3丁目	平成12年度	0.072
木野下2丁目	平成12年度	0.076
御岳1丁目	平成13年度	0.062
柚木町2丁目	平成13年度	0.055
根ヶ布1丁目	平成13年度	0.055
今井1丁目	平成13年度	0.056
長淵2丁目	平成13年度	0.055
富岡3丁目	平成15年度	0.065
長淵8丁目	平成24年度	0.025

※環境基準：1pg-TEQ/L

平成14, 16～23, 25～29年度は青梅市内調査なし

Ⅲ 工場・指定作業場等

1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）に関する事務処理状況

(1) 工場認可について

これから工場を始める方またはすでに工場を始められている方で、作業の方法や設備機械の変更（増設等）をされる方は、環境確保条例にもとづき、事前に工場の設置認可または変更認可を受けなければなりません。

環境確保条例ではその他各種の届出や報告、また、施設の種類によっては、他の公害関連法令により、設置や変更等の届出が必要となる場合があります。

また、事業者は公害の発生を未然に防ぐため、公害の種類によってそれぞれの規制や基準が設定されており、それらを守らなければなりません。

工場とは、別表1（§5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

（単位：件）

認 可 事 務						
設置認可	変更認可	不認可	取下げ	次年度繰越	認定	
5	6	0	0	0	14	
届 出 受 理						
氏名等変更届	承継届	廃止届	職権削除	化学物質 使用量等報告書	化学物質 管理方法書	
12	1	4	0	16	5	
届 出 受 理			監 察			
土壌汚染状況 調査報告書	汚染拡散防止 計画書	汚染拡散防止 措置完了届	事故届	改善勧告	改善命令	認可工場 総 数
1	0	1	0	0	0	

(2) 指定作業場について

これから指定作業場を設置する方またはすでに設置されている方で、作業の方法や設備機械の変更（増設等）をされる方は、環境確保条例やその他公害関連法令にもとづき、各種の届出の手続きが必要です。

また、事業者は公害の発生を未然に防ぐため、種々の規制や基準が設定されており、それらを守らなければなりません。

指定作業場とは、別表2（§5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

（単位：件）

届 出 受 理						
設置届	変更届	氏名等 変更届	承継届	廃止届	化学物質 使用量等報告書	化学物質 管理方法書
5	1	4	0	2	9	0
届 出 受 理				監 察		
土壌汚染状況 調査報告書	汚染拡散防止 計画書	汚染拡散防止 措置完了届	事故届	改善勧告	改善命令	指定作業場 総 数
1	0	0	0	0	0	

2 事業所調査

(1) 工場等排水調査

水質汚濁発生源に対する浄化槽の規制指導として、環境確保条例にもとづき、市内の対象工場、指定作業場およびその他事業所の排水について立入調査を実施し、指導監視を行っています。結果については下表のとおりです。

(単位：件)

調査項目		区分	検体数	基準不適合 検体数	不適合に対する措置状況		
					改善要請	改善勧告	改善命令
生 環 境 項 目	活 境 目	201人槽以上	8	0	0	0	0
		200人槽以下	9	0	0	0	0
		畜舎	4	0	0	0	0
		小計	21	0	0	0	0
健康項目			1	0	0	0	0
合計			22	0	0	0	0

調査項目

生活環境項目	水質：pH、BOD、SS
健康項目	水質：CN、T-Cr、Cr ⁶⁺ 、Pb、As、Cd、 T-Hg

(2) ばい煙調査

大気汚染の原因とされる硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等について、ボイラー（伝熱面積5㎡以上）を使用している事業所の中から4事業所（4施設）を抽出して調査した結果、すべての事業所において規制基準に適合していました。

※ばい煙発生施設（ボイラー）

1 大気汚染防止法（抜粋）

- ・熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。
- ・伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間あたり50リットル以上であること。

2 環境確保条例（抜粋）

- ・熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。
- ・伝熱面積が5㎡以上

(3) 使用燃料いおう分調査

重油を使用している事業所のうち7事業所（7検体）について、使用燃料を調査した結果、すべての事業所が基準に適合した燃料を使用していました。

（単位：重量比％）

検 体 数	平 均 い お う 分
7	0.08

IV 騒音・振動

1 道路交通騒音・振動調査

(1) 要請限度調査結果

道路交通騒音・振動の実態を把握するため、騒音規制法・振動規制法の規定にもとづき調査を行いました。平成29年度の結果については下表のとおりです。

(単位：dB)

調査地点	調査期間	騒音						振動			
		調査結果		環境基準		要請限度		調査結果		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
秋川街道 長淵8丁目	12.11 ～12.14	64	57	70	65	75	70	29	20	70	65
成木街道 根ヶ布2丁目	9.25 ～9.28	67	61	70	65	75	70	42	22	65	60
新町8丁目	10.2 ～10.5	66	62	70	65	75	70	41	35	65	60
吉野街道 畑中3丁目	10.10 ～10.13	70	65	70	65	75	70	34	24	65	60
吉野街道 柚木町2丁目	12.18 ～12.21	66	61	70	65	75	70	31	22	65	60
青梅街道 日向和田3丁目	9.19 ～9.22	64	58	70	65	75	70	30	21	65	60
青梅街道 新町1丁目	9.11 ～9.14	69	64	70	65	75	70	28	21	65	60
新町5丁目	10.30 ～11.2	61	59	70	65	75	70	33	31	70	65
友田町4丁目	11.7 ～11.10	56	54	70	65	75	70	15	15	65	60

環境基準：人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。

要請限度：自動車騒音または道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、振動については都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を、道路管理者または関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

(2) 過去の要請限度調査結果（平成24年度から28年度）

§ 秋川街道（長淵8丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	70	65
平成28年度	65	59	29	18
平成27年度	64	57	29	17
平成26年度	65	59	31	22
平成25年度	72	65	41	26
平成24年度	66	60	36	25



※25年度は道路工事のため調査地点を変更し、長淵5丁目を実施。

§ 成木街道（根ヶ布2丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成28年度	69	64	35	19
平成27年度	70	62	36	20
平成26年度	72	64	39	20
平成25年度	72	64	39	20
平成24年度	70	63	43	24



§ 青梅市道（新町8丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成28年度	66	64	40	34
平成27年度	68	63	41	35
平成26年度	67	64	41	35
平成25年度	67	64	40	35
平成24年度	67	64	43	37



§ 吉野街道（畑中3丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成28年度	70	65	35	25
平成27年度	71	66	36	24
平成26年度	71	65	36	26
平成25年度	71	68	37	27
平成24年度	72	67	36	32



§ 吉野街道（柚木町2丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成28年度	68	63	32	23
平成27年度	68	63	33	22
平成26年度	68	63	33	22
平成25年度	68	61	43	37
平成24年度	66	61	39	29



§ 青梅街道（日向和田3丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成28年度	65	59	29	20
平成27年度	64	59	30	26
平成26年度	68	64	21	17
平成25年度	68	62	28	20
平成24年度	68	63	28	21



§ 青梅街道（新町1丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成28年度	68	63	28	22
平成27年度	67	61	26	19
平成26年度	66	60	28	21
平成25年度	66	62	29	23
平成24年度	68	64	31	24



§ 新町5丁目（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	70	65
平成28年度	63	62	39	38
平成27年度	61	58	33	31
平成26年度	62	58	36	34
平成25年度	57	53	31	29
平成24年度	59	56	31	29



§ 友田町4丁目（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成28年度	57	55	15	14
平成27年度	57	56	14	14
平成26年度	54	53	20	20
平成25年度	51	48	17	18
平成24年度	54	50	16	15



(3) 自動車騒音常時監視調査結果

自動車騒音の状況の常時監視にかかる事務については、平成24年度より都道府県および市に権限が移譲されました。平成29年度は、市内10路線10区間で調査を実施し、沿道地域における環境基準の達成状況を評価しました。結果については下表のとおりです。なお、達成率は過去5年間に測定を実施した同一路線の別の評価区間の数値を含めています。

路線名	評価区間			達成率(%)	
	始点	終点	延長(km)	昼間	夜間
一般国道411号	あきる野市境	友田交差点	1.7	94.4	87.9
新宿青梅線	千ヶ瀬五丁目交差点	青梅市民会館南交差点	1.0	100	100
青梅飯能線	黒沢二丁目交差点	飯能市境	4.9	99.1	100
瑞穂富岡線	青梅インター入口交差点	七日市場交差点	1.4	98.8	95.8
奥多摩青梅線	軍畑駅入口交差点	軍畑大橋南交差点	0.3	100	100
青梅秩父線	成木五丁目交差点	飯能市境	6.0	100	100
藤橋小作線	藤橋久保交差点	新町6-1-1付近の交差点	1.4	100	100
成木河辺線	大門交差点	河辺交差点(河辺町5-25-1付近)	1.8	100	100
梅郷日向和田線	梅郷四丁目交差点	日向和田駅交差点	0.6	96.3	96.3
大久野青梅線	日の出町境	梅ヶ谷峠入口交差点	1.6	100	100

(4) 環境基準・要請限度

ア 環境基本法の自動車騒音にかかる環境基準

(単位：dB)

地域 類型	当てはめ地域	車線等	時間の区分		
			6時	(昼間) 22時	(夜間) 6時
A	第1種低層住居専用地域	一般地域		55	45
	第2種低層住居専用地域	2車線以上		60	55
	第1種中高層住居専用地域	近接区域		70	65
	第2種中高層住居専用地域			70	65
B	第1種住居地域	一般地域		55	45
	第2種住居地域	2車線以上		65	60
	準住居地域	近接区域		70	65
	用途地域の定めのない地域			70	65
C	近隣商業地域	一般地域		60	50
	商業地域	2車線以上		65	60
	準工業地域			65	60
	工業地域	近接区域		70	65

近接区域：幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいいます。

イ 騒音規制法の自動車騒音にかかる要請限度 (単位：d B)

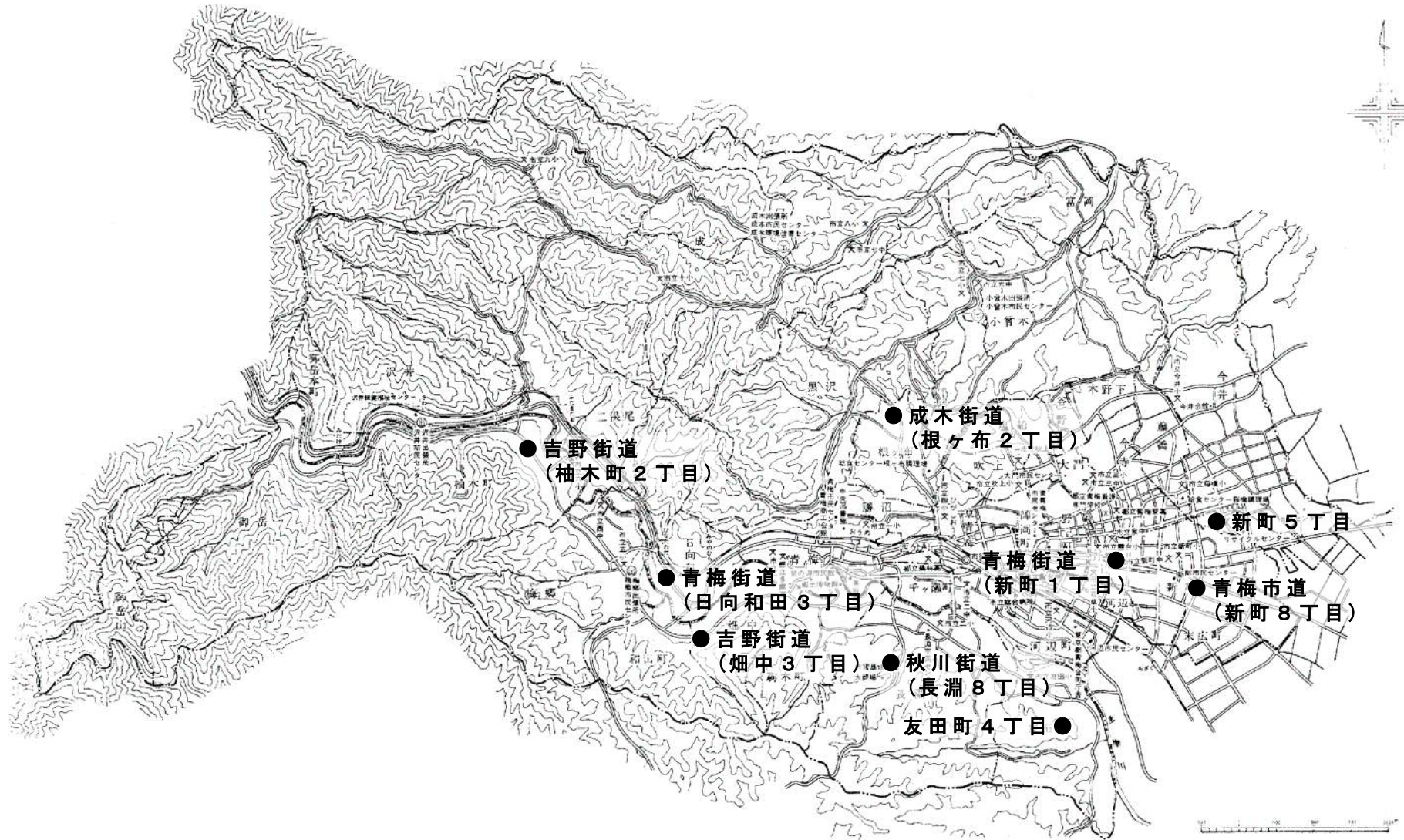
区域の 区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分		
			6時 (昼間)	22時 (夜間)	6時
a 区域	第1種低層住居専用地域	1 車 線	6 5	5 5	
	第2種低層住居専用地域	2 車線以上	7 0	6 5	
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	7 5	7 0	
b 区域	第1種住居地域	1 車 線	6 5	5 5	
	第2種住居地域	2 車線以上	7 5	7 0	
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	近接区域	7 5	7 0	
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車 線 2 車線以上 近接区域	7 5	7 0	

近接区域：幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいいます。

ウ 振動規制法の道路交通振動にかかる要請限度 (単位：d B)

区域の 区分	当てはめ地域	時間の区分		
		8時 (昼間)	19時 (夜間)	8時
第1種 区 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	6 5	6 0	20時
第2種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	7 0	6 5	

道路交通騒音・振動調査地点



2 騒音規制法・振動規制法に関する事務処理状況

(1) 特定施設について

工場または事業場に設置されている施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって、別表3および別表4（§5 参考資料参照）で定めるものを特定施設といいます。特定施設を設置する工場または事業場を特定工場といい、規制の対象となります。

ア 騒音規制法

設置届

施設の種類	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破砕機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機
特定工場等数	0	3	0	0	0	0
特定施設数	0	4	0	0	0	0
施設の種類	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用射出成形機	鋳型造型機	計
特定工場等数	0	0	0	0	0	3
特定施設数	0	0	0	0	0	4

その他の届出

(単位：件)

防止の方法変更	氏名等変更	種類ごとの数変更	承継	廃止
0	5	1	0	0

イ 振動規制法

設置届

施設の種類	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	コンクリートブロックマシン等	
特定工場等数	0	2	0	0	0	
特定施設数	0	2	0	0	0	
施設の種類	木材加工機械	印刷機械	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	合成樹脂用射出成形機	鋳型造型機	計
特定工場等数	0	0	0	0	0	2
特定施設数	0	0	0	0	0	2

その他の届出

(単位：件)

防止の方法変更	使用の方法変更	氏名等変更	種類および能力ごとの数変更	承継	廃止
0	0	5	2	0	0

(2) 特定建設作業について

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を特定建設作業といい、騒音規制法・振動規制法にもとづき、作業開始の7日前までに届け出なければなりません。

規制等対象となる特定建設作業とは、別表5（§5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

また、環境確保条例では、建設作業のうち、別表6（§5 参考資料参照）に掲げるものを指定建設作業といい、届出は不要ですが基準値を設けています。

ア 騒音規制法

(単位：件)

くい打機等	びょう打機等	さく岩機	空気圧縮機	
0	0	14	0	
コンクリートプラント等	バックホウ	トラクターショベル	ブルドーザー	計
0	0	0	0	14

イ 振動規制法

(単位：件)

くい打機等	鋼球	舗装版破碎機	ブレーカー	計
1	0	0	12	13

V 採石公害対策

採石事業に伴って発生する公害を未然に防止するため、青梅市採石等公害防止対策連絡協議会を開催し、各事業所の監視指導に努めています。

1 主要交差点のダンプトラック交通量調査 (単位：台)

調査地点	調査日		調査地点	調査日	
	12/19	3/5		12/19	3/5
成木五丁目	1,058	1,101	長渕七丁目	766	915
成木八丁目	1,688	2,058	佐藤塚	189	302
黒沢二丁目	1,543	1,887	軍畑駅入口	363	420
青梅四小前	1,547	1,510			
新岩蔵大橋	502	778	合計	8,293	9,713
梅ヶ谷峠入口	637	742	平均台数	921	1,079
梅ヶ谷峠入口交差点タンクローリー車台数				9	39



成木五丁目



成木八丁目



黒沢二丁目



青梅四小前



新岩蔵大橋



梅ヶ谷峠入口



長渕七丁目

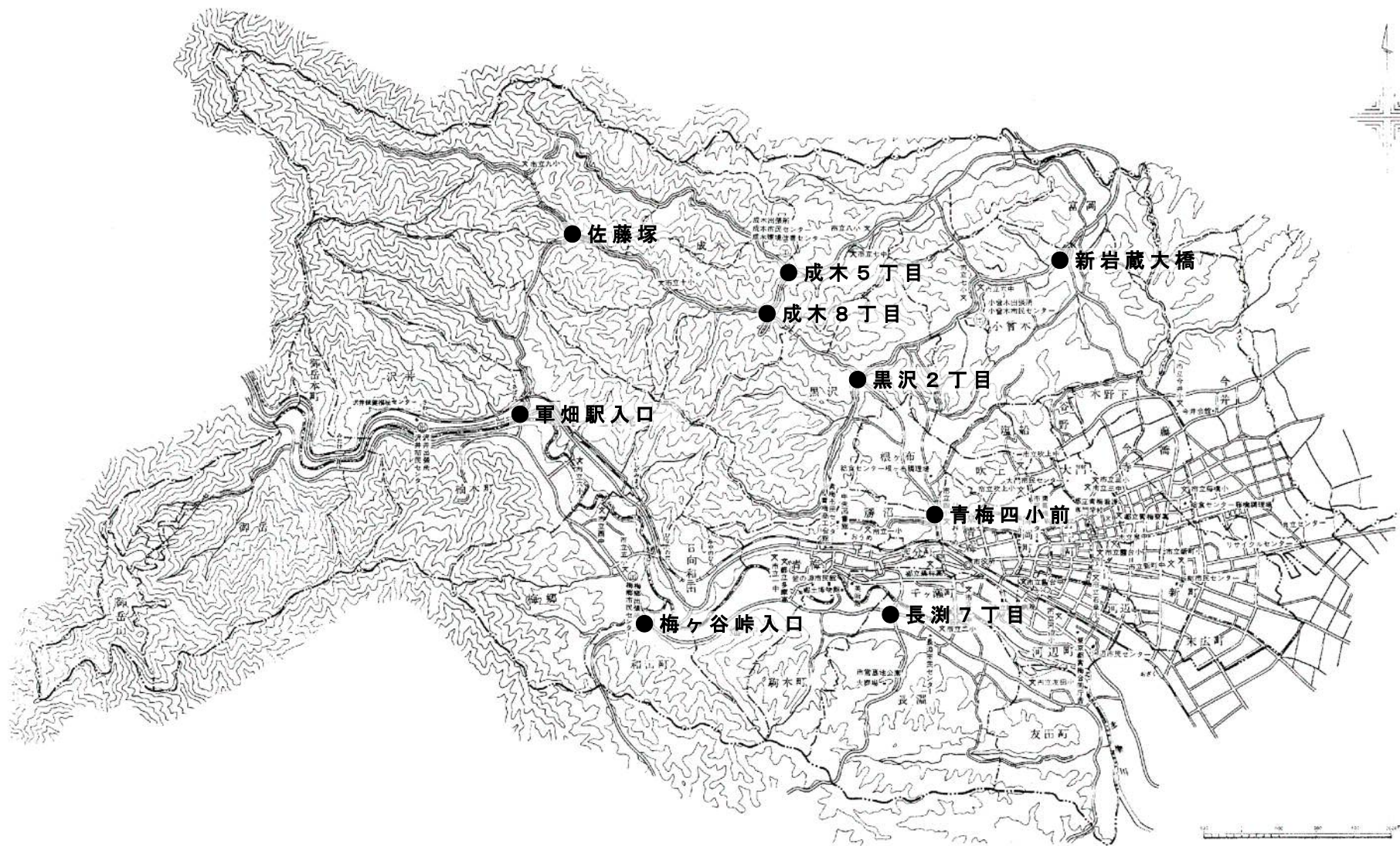


佐藤塚



軍畑駅入口

ダンプトラック交通量調査地点



VI 苦情受付状況

平成29年度に市に寄せられた苦情の件数は、苦情総数253件で、焼却に伴う煙などによる大気汚染や悪臭の苦情が全体の約76%（193件）を占めています。

1 月別苦情受付状況

(単位：件)

種類	大気汚染		悪臭		水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	土壌汚染	その他	計	
	受付件数	うち焼却件数	受付件数	うち焼却件数							受付件数	うち焼却件数
4月	0	(0)	0	(0)	0	1	1	0	0	1	3	(0)
5月	7	(7)	8	(7)	0	4	0	0	0	0	19	(14)
6月	6	(6)	8	(6)	0	6	0	0	0	0	20	(12)
7月	9	(8)	10	(8)	0	4	0	0	0	0	23	(16)
8月	4	(4)	5	(4)	0	5	0	0	0	0	14	(8)
9月	16	(16)	16	(16)	0	3	0	0	0	0	35	(32)
10月	13	(12)	11	(11)	2	2	0	0	0	1	29	(23)
11月	13	(13)	12	(12)	0	2	0	0	0	0	27	(25)
12月	15	(15)	15	(14)	0	3	0	0	0	0	33	(29)
1月	7	(7)	8	(7)	0	5	0	0	0	0	20	(14)
2月	4	(4)	4	(4)	1	2	0	0	0	0	11	(8)
3月	7	(6)	6	(6)	0	4	1	0	0	1	19	(12)
計	101	(98)	103	(95)	3	41	2	0	0	3	253	(193)

2 用途地域別苦情受付状況

(単位：件)

種類	大気汚染		悪臭		水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	土壌汚染	その他	計	
	受付件数	うち焼却件数	受付件数	うち焼却件数							受付件数	うち焼却件数
低層住専	27	(27)	27	(27)	1	8	0	0	0	0	63	(54)
中高層住専	10	(9)	10	(9)	0	7	0	0	0	1	28	(18)
住居	9	(9)	10	(6)	0	4	1	0	0	1	25	(15)
近隣商業	1	(1)	1	(1)	0	1	0	0	0	0	3	(2)
商業	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	(0)
準工業	13	(12)	12	(12)	0	9	0	0	0	0	34	(24)
工業	1	(1)	1	(1)	0	3	0	0	0	0	5	(2)
工業専用	1	(0)	0	(0)	0	2	0	0	0	0	3	(0)
調整区域	20	(20)	21	(20)	2	5	1	0	0	1	50	(40)
不明	19	(19)	21	(19)	0	2	0	0	0	0	42	(38)
計	101	(98)	103	(95)	3	41	2	0	0	3	253	(193)

3 発生源別苦情受付状況

(単位：件)

種類	大気汚染		悪臭		水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	土壌汚染	その他	計	
	受付件数	うち焼却件数	受付件数	うち焼却件数							受付件数	うち焼却件数
工場	8	(7)	9	(7)	0	7	1	0	0	0	25	(14)
指定作業場	0	(0)	0	(0)	0	1	0	0	0	0	1	(0)
建設作業	2	(0)	0	(0)	0	7	1	0	0	1	11	(0)
一般	81	(81)	83	(78)	2	26	0	0	0	1	193	(159)
不明	10	(10)	11	(10)	1	0	0	0	0	1	23	(20)
その他	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	(0)
計	101	(98)	103	(95)	3	41	2	0	0	3	253	(193)

4 経年変化

(単位：件)

年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
大気汚染	9 0	9 7	7 3	7 4	8 2	1 0 1
悪 臭	6 9	8 3	7 4	7 4	8 6	1 0 3
水質汚濁	1 3	1 0	2	5	3	3
騒 音	4 7	4 0	5 3	5 7	5 7	4 1
振 動	4	4	2	5	8	2
地盤沈下	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0
そ の 他	2	1 1	6	3	7	3
合 計	2 2 5	2 4 5	2 1 0	2 1 8	2 4 3	2 5 3

§ 5 参考資料

1 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所からの情報提供

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所では、多摩川の水質測定結果を毎月（原則として翌月の20日頃までに）速報値として公表しています。

これは、住民の環境問題に対する関心が高い中で、身近な都市河川である多摩川の環境情報をより早く提供するために行っているものです。

市内では、調布橋で測定を行っています。

調査項目としては、流量、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素）、

BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、大腸菌群数、総窒素、総リンです。

平成29年度多摩川の水質調査速報値（調布橋）

単位：流量(m³/sec)、pH(なし)、大腸菌群数(MPN/100mL)、その他(mg/L)

項目 \ 月	4月分 4月14日採水	5月分 5月12日採水	6月分 6月7日採水	7月分 7月12日採水	8月分 8月4日採水	9月分 9月11日採水
流 量	9.39	6.78	7.89	7.33	15.00	15.36
p H	8.2	8.6	7.9	8.0	8.5	8.4
D O	11.0	10.0	10.0	9.2	9.3	10.0
B O D	0.7	1.3	0.5	0.6	0.6	0.5
C O D	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3
S S	1	1	<1	1	1	<1
大腸菌群数	45	490	1100	1300	790	330
総 窒 素	0.67	0.55	0.46	0.54	0.82	0.58
総 リ ン	0.009	0.010	0.010	0.014	0.013	0.008

項目 \ 月	10月分 10月4日採水	11月分 11月21日採水	12月分 欠測	1月分 1月10日採水	2月分 2月7日採水	3月分 3月7日採水
流 量	14.51	12.82		6.75	7.29	6.4
p H	7.8	7.8		7.8	7.7	7.6
D O	9.2	11.0		12.0	13.0	11.0
B O D	0.4	0.3		0.5	0.4	0.9
C O D	1.2	1.0		1.0	1.1	1.1
S S	<1	1		<1	<1	<1
大腸菌群数	1700	33		17	130	23
総 窒 素	0.65	0.66		0.46	0.43	0.59
総 リ ン	0.008	0.011		0.005	0.004	0.010

2 東京都環境局自然環境部からの情報提供

東京都環境局自然環境部では、多摩川、成木川、黒沢川、霞川の水質測定結果を毎月速報値として公表しています。市内では、多摩川については和田橋、成木川については落合橋および両郡橋、黒沢川については落合橋、霞川については金子橋で測定を行っています。

調査項目としては、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）です。

(1) 多摩川の水質調査速報値（和田橋）

	29年									30年		
	4/19	5/7	6/6	7/4	8/7	9/5	10/3	11/14	12/5	1/9	2/6	3/6
p H	8.3	8.7	8.8	8.4	8.2	8.4	8.5	7.9	8.1	8.0	8.3	8.0
D O	10.7	10.9	10.7	10.1	8.9	10.0	9.8	10.8	12.0	12.4	13.2	12.0
B O D	1.0	0.7	0.7	0.6	0.6	<0.5	<0.5	0.5	0.8	0.5	<0.5	0.5
S S	2	<1	1	1	1	1	<1	3	2	<1	<1	<1

(2) 成木川の水質調査速報値（落合橋）

	29年									30年		
	4/25	5/14	6/22	7/11	8/14	9/12	10/10	11/7	12/12	1/16	2/13	3/13
p H	8.4	8.3	8.2	8.5	8.3	8.1	8.2	8.1	8.4	8.7	8.4	8.3
D O	10.4	9.9	9.0	8.0	8.7	8.8	9.1	10.5	12.9	14.1	14.0	11.3
B O D	0.8	0.5	0.8	<0.5	0.9	<0.5	1.0	<0.5	0.6	<0.5	1.0	0.6
S S	2	1	<1	1	1	1	1	<1	<1	<1	1	<1

(3) 成木川の水質調査速報値（両郡橋）

	29年									30年		
	4/25	5/14	6/22	7/11	8/14	9/12	10/10	11/7	12/12	1/16	2/13	3/13
p H	8.0	8.1	7.9	8.0	7.9	7.9	8.0	7.9	8.1	8.2	8.1	8.1
D O	10.4	9.5	8.6	8.0	8.6	8.1	9.4	10.8	13.1	14.3	14.6	12.0
B O D	0.9	0.5	0.6	<0.5	1.0	<0.5	0.8	<0.5	0.7	<0.5	1.0	0.5
S S	2	<1	4	1	1	<1	2	<1	<1	<1	1	<1

(4) 黒沢川の水質調査速報値（落合橋）

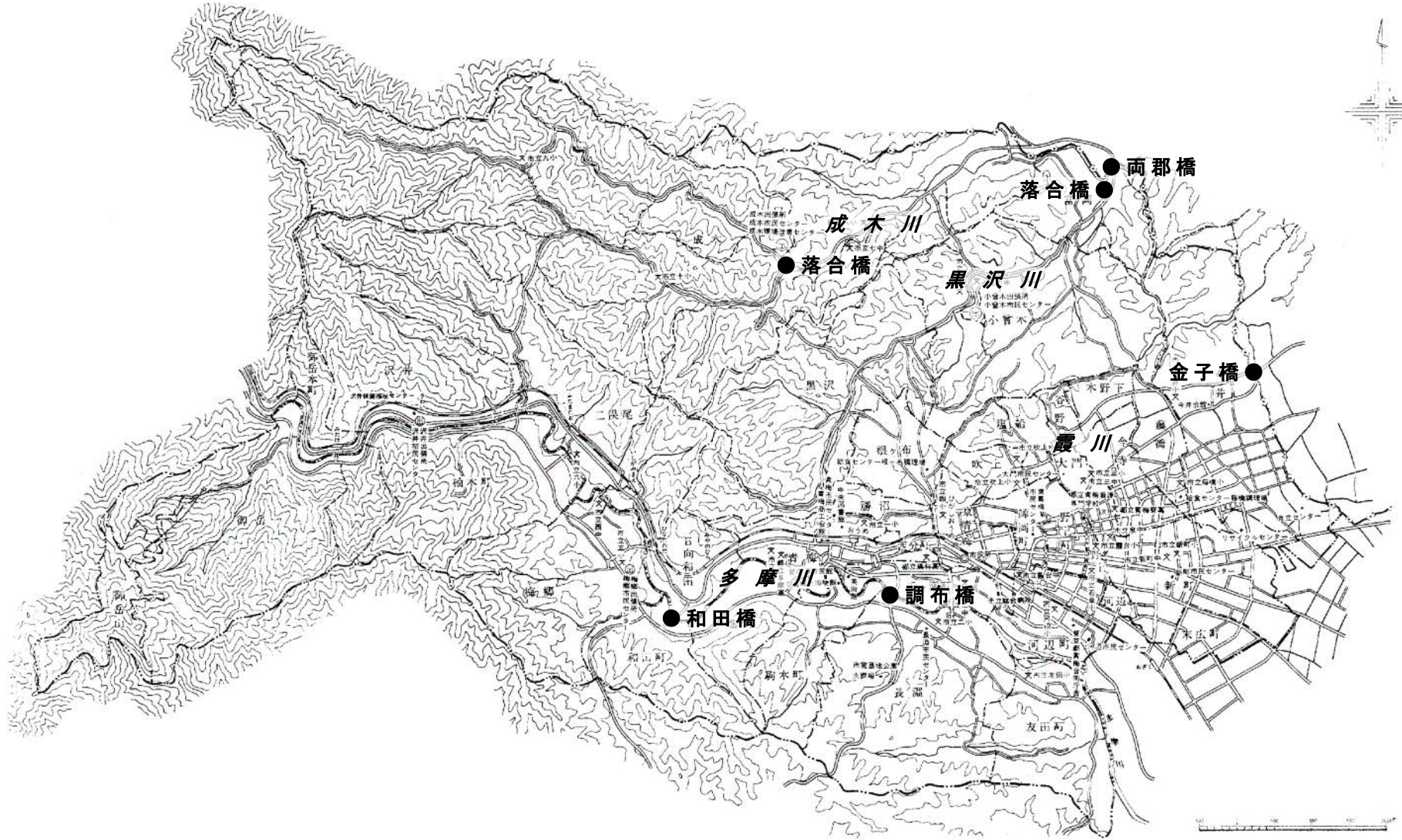
	29年									30年		
	4/25	5/14	6/22	7/11	8/14	9/12	10/10	11/7	12/12	1/16	2/13	3/13
p H	8.3	8.1	8.1	8.3	8.1	8.1	8.1	8.0	8.4	8.6	8.5	7.9
D O	10.5	9.4	8.7	8.0	8.4	8.4	9.1	10.7	13.5	15.3	15.1	11.1
B O D	0.7	0.6	1.1	0.5	0.7	0.6	0.9	<0.5	0.7	0.6	1.1	0.6
S S	2	1	5	2	1	1	1	<1	<1	<1	1	<1

(5) 霞川の水質調査速報値（金子橋）

	29年									30年		
	4/25	5/14	6/22	7/11	8/14	9/12	10/10	11/7	12/12	1/16	2/13	3/13
p H	8.2	8.1	7.9	8.2	8.0	8.0	8.0	7.9	8.0	8.4	7.9	7.8
D O	10.4	9.0	8.1	8.2	8.1	7.7	8.8	10.4	12.3	13.6	13.3	11.6
B O D	0.8	0.5	1.6	0.6	0.7	<0.5	0.7	<0.5	1.5	1.3	1.2	<0.5
S S	3	6	5	2	1	2	1	<1	2	<1	<1	<1

※ 「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

河川水質調査地図(国土交通省・東京都)



3 林野・植生面積

(1) 保有形態別森林面積(平成27年度データ)

保有形態	総面積		立木地			(B)/(A)	
	面積(A)	比率	面積	人工林(B)	天然林	人工林率	
	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(ha)	(%)	
総数	6,464.00	100.00	6,419.57	4,720.69	1,698.88	73.03	
国有林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
公有林計	305.15	4.72	305.15	177.73	127.42	58.24	
	公有林	164.49	2.54	164.49	125.88	38.61	76.53
	市有林	140.66	2.18	140.66	51.85	88.81	36.86
私有林	6,158.85	95.28	6,114.42	4,542.96	1,571.46	73.76	

※出典：青梅市森林整備計画

(2) 樹種別森林面積(平成27年度データ)

単位 ha

区分	樹種	面積
総計		6,464.00
針葉樹計	スギ	3,306.23
	ヒノキ	1,366.38
	マツ	411.72
	その他	60.15
広葉樹		1,275.09
タケ		4.56
無立木地		39.87
国有地		0.00

※出典：東京都森林計画事務所資料

4 工場・指定作業場

別表1 工場（環境確保条例第2条関係）

- 1 定格出力の合計が 2.2 kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
- 2 定格出力の合計が 0.75 kW以上 2.2 kW未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
 - (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
 - (2) 印刷又は製本
 - (3) 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
 - (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
 - (5) 金属やすり、針、釘、鋏又は鋼球の製造
 - (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
 - (7) 金属箔又は金属粉の製造
 - (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
 - (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
 - (10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨
 - (11) ガラスの研磨又は砂吹き
 - (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
 - (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
 - (14) 液体燃料（灯油、重油、石油等）用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格子面積が0.5m²以上の炉を使用する食品の製造又は加工
- 3 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
 - (1) 金属線材（管を含む。）の引抜き
 - (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
 - (3) 厚さ 0.5 ミリメートル以上の金属材のつち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋏打ち
 - (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
 - (5) 塗装、染料又は絵具の吹付け
 - (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
 - (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
 - (8) ドライクリーニング
 - (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
 - (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製
 - (11) たん白質の加水分解
 - (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
 - (13) 石綿、岩綿、鉍さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶

磁器、人造砥石又はるつぼの製造

- (14) 電気分解又は電池の製造
- (15) 床面積の合計が 50m²以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音機、警報器
その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関、その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の溶融又は精練（貴金属の精練又は活字の鋳造を除く。）
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しよく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33) ヨード、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が 0.5m²以上又は焼却能力が 1 時間当たり 50 k g 以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しよく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

別表2 指定作業場（環境確保条例第2条関係）

- 1 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 2 自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）
- 3 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
- 4 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 5 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 6 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
- 7 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- 8 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- 9 材料置場（面積が100㎡以上のものに限る。）
- 10 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- 11 と畜場
- 12 畜舎（豚房の総面積が50㎡以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200㎡以上又は鶏の飼養規模が1000羽以上のものに限る。）
- 13 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- 14 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 15 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- 16 めん類製造業
- 17 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- 18 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- 19 洗濯施設を有する事業場
- 20 廃油処理施設を有する事業場
- 21 汚泥処理施設を有する事業場
- 22 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- 23 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）

- 24 下水処理場（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）
- 25 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- 26 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B8201及びB8203伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 m^2 未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が 10 m^2 未満のもの）を除く。）を有する事業場
- 27 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の焼却能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- 28 焼却炉（火床面積が 0.5 m^2 未満であって焼却能力が1時間当たり50kg未満のものを除く。）を有する事業場
- 29 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が 150 m^2 を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- 30 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が1日当たり 10000 m^3 未満の事業場に係るものを除く。）
- 31 病院（病床数300以上を有するものに限る。）
- 32 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明にかかる試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

別表3 騒音規制法特定施設

- 1 金属加工機械
 - イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 k W以上のものに限る。）
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 k W以上のものに限る。）
 - ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
 - ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 k W以上のものに限る。）
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーミングマシン
 - リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機（と石を用いるものに限る。）
- 2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 k W以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 k W以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。）
 - ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 k g 以上のものに限る。）
- 6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 k W以上のものに限る。）
- 7 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 k W以上のものに限る。）
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 k W以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 k W以上のものに限る。）
 - ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 k W以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 k W以上のものに限る。）
 - ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25 k W以上のものに限る。）
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表4 振動規制法特定施設

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ハ セン断機（原動機の定格出力が1 kW以上のものに限る。）
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマーマシン（原動機の定格出力が37.5 kW以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。）（冷凍機を除く。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95 kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10 kW以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30 kW以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表5 特定建設作業（届出必要）〔騒音規制法・振動規制法〕

基準値	〔騒〕騒音規制法：85dB	〔振〕振動規制法：75dB
<p>くい打設作業</p> <p>くい打機（もんけん〔騒・振〕及び圧入式くい打機〔振のみ〕を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機〔振のみ〕を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）</p> <p>○くい打機作業</p> <p>(1) ディーゼルパイルハンマ〔騒・振〕</p> <p>(2) 油圧ハンマ〔騒・振〕</p> <p>(3) スチームハンマ〔騒・振〕</p> <p>(4) ドロップハンマ〔騒・振〕</p> <p>(5) バイブロハンマ〔騒・振〕</p> <p>※アースオーガーを併用するくい打ち作業は対象外だが、プレボーリング工法や中掘工法において、既製杭を挿入後に打撃を加える場合は、振動規制法のみ対象になる。</p> <p>○くい抜機作業</p> <p>(1) パイルエキストラクター〔騒・振〕</p> <p>びょう打機作業</p> <p>びょう打機を使用する作業</p> <p>(1) リベッティングハンマ〔騒・振〕</p> <p>破砕作業（※1）</p> <p>さく岩機を使用する作業</p> <p>(1) ジャイアントブレイカー〔騒・振〕</p> <p>(2) ハンドブレイカー〔騒〕</p> <p>(3) ピックハンマ（コールピック）〔騒〕…本体重量が5～7.5kgクラスのもの</p> <p>(4) ドリフタ（クローラドリル、ドリルジャンボ）、ダウンザホールドリル（ロータリドリル）〔騒〕</p> <p>掘削作業</p> <p>バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上）、トラクターシャベル（原動機の定格出力が70kW以上）、ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上）を使用する作業（低騒音型建設機械の指定を受けた機械を除く。）〔騒〕</p> <p>空気圧縮機を使用する作業</p> <p>空気圧縮機（原動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</p> <p>(1) 往復圧縮機〔騒〕</p> <p>(2) 回転圧縮機〔騒〕</p> <p>コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業〔騒〕</p>		

（※1） 作業地点が連続する作業にあつては、1日における当該作業に係る地点の最大距離が50mを越えない作業に限る。

別表6 指定建設作業（届出不要）〔環境確保条例〕

<p>くい打設作業 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB 穿孔機を使用するくい打設作業 (1)アースオーガー、多軸オーガー〔騒・振〕 (2)アースドリル〔騒・振〕 (3)オールケーシング掘削機（ベノト掘削機）、ハンマグラブ掘削機〔騒・振〕 (4)リバーササーキュレーションドリル〔騒・振〕</p> <p>びょう打等作業 基準値〔騒〕80dB インパクトレンチを使用する作業〔騒〕</p> <p>破砕作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB コンクリートカッターを使用する作業〔騒〕</p> <p>掘削作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、その他これらに類する掘削機械を使用する作業 (1)ブルドーザー〔騒・振〕 (2)油圧ショベル（パワーショベル、バックホウ）〔騒・振〕 (3)トラクタショベル〔騒・振〕 (4)クラムシェル〔騒・振〕</p> <p>空気圧縮機を使用する作業 基準値〔振〕65dB 空気圧縮機（原動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）〔振〕</p> <p>締固作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート（振動コンパクト）、振動ランマ（タンパ）その他これらに類する締固め機械を使用する作業〔騒・振〕</p> <p>コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業 基準値〔騒〕80dB コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 (1)コンクリートミキサー車（トラックミキサー）〔騒〕 (2)コンクリートポンプ車〔騒〕</p> <p>はつり作業及びコンクリート仕上げ作業 基準値〔騒〕80dB 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（さく岩機を使用する作業を除く。） (1)トロウエル（コンクリート床仕上げ機）〔騒〕</p> <p>建設物の解体・破壊作業 基準値〔騒〕85dB 〔振〕75dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他工作物を解体し、又は、破壊する作業 (1)コンクリート圧砕機（サイレントクラッシャ、ニブラ、クラッシャ）〔騒・振〕 (2)鉄骨切断機〔騒・振〕</p>

（※1） 作業地点が連続する作業にあつては、1日における当該作業に係る地点の最大距離が50mを越えない作業に限る。

未規制建設作業

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ○カッター（配管用パイプ等） | ○排水ポンプ等 |
| (1)高速カッター (2)グラインダー | ○資材搬出入トラック等 |
| ○コンプレッサー（15kW未満） | ○カナヅチ及びカッター |
| ○発電用エンジン（ディーゼル機関） | ○木工機械（電動カンナ、電動ノコギリ） |
| ○クレーン | ○吹き付け作業 |
| ○鉄骨組立（足場解体を含む） | |

5 青梅市環境基本条例

平成14年6月28日

条例第34号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境基本計画等（第8条—第11条）

第3章 施策の推進（第12条—第19条）

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮（第20条—第22条）

第5章 青梅市環境審議会（第23条）

第6章 雑則（第24条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青梅市（以下「市」という。）の環境の保全、回復および創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、市、市民、事業者および滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（雨水および地下水の汚染を含む。）、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の健康または生活環境に被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化およびオゾン層破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかる環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。

(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。

(5) 良好な景観の保全および歴史的文化的遺産の保全等に関すること。

(6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に関すること。

(7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民および事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全等について関心を払うとともに、必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減ならびに公害の防止および自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に

努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動にかかる製品その他のものが使用され、または廃棄されることによる環境への負荷を低減するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境保全等に努めるものとする。

(滞在者の責務)

第7条 市域の自然に親しみ、または文化施設等を利用する滞在者は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 青梅市長（以下「市長」という。）は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青梅市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動指針)

第9条 市長は、市、市民、事業者および滞在者の環境に配慮すべき具体的な行動について定める青梅市環境行動指針（以下「行動指針」という。）を策定するものとする。この場合において、当該行動指針は、基本計画に則したものでなければならない。

2 市長は、行動指針を策定するに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての調整)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画および行動指針との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告書)

第11条 市長は、環境の状況および環境基本計画にもとづき実施された施策の状況等について環境報告書を作成し、これを定期的に公表するものとする。

第3章 施策の推進

(水と緑の豊かな環境の保全の推進)

第12条 市は、水(河川、湧水、池等)と緑(森林、樹木、農地、草花等)が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水の保全ならびに緑の保護および緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に努めなければならない。

(環境学習の推進)

第14条 市は、市民および事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに自発的な活動が促進されるよう、環境に関する学習の推進を図るものとする。

(環境状況の把握)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視および測定を行うものとする。

(情報の収集および提供)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を実施するため、環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の保全等に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境管理および環境監査)

第17条 市および事業者は、自らの行為にかかる環境への負荷の低減を図るため、環境管理および環境監査を行うよう努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者およびこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(国、東京都等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、その他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第20条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対して、環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関係する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施にかかる環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請を行うに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、軽微な要請につ

いては、この限りでない。

- 6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等にかかる環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告および公表)

第21条 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部または一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

- 2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請および勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

- 3 この章に定める環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

(紛争の解決)

第22条 開発事業者等は、当該開発事業等の実施により関係する市民等との間に紛争または障害が生じたときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

第5章 青梅市環境審議会

(青梅市環境審議会)

第23条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前章に定める環境への配慮に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等についての基本的事項に関すること。

- 3 審議会は、前項の市長の諮問に応じるもののほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事

項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市環境報告書
平成 2 9 年度版

平成 3 1 年 3 月 発行

編集・発行 青梅市環境部環境政策課
青梅市東青梅 1 - 1 1 - 1
電話番号 0428-22-1111